

# 第106回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第2日)

令和4年3月14日(月曜日)

出席議員  (12名)	1番	金 澤 孝 良	2番	児 玉 雅 善
	3番	加 古 原 瑞 樹	4番	千 種 和 英
	5番	小 林 裕 和	6番	廣 利 一 志
			8番	岡 本 義 次
	9番	金 谷 英 志	10番	山 本 幹 雄
	11番	岡 本 安 夫	12番	西 岡 正
	13番	平 岡 き ぬ ゑ		
欠席議員  (1名)	14番	石 堂 基		
遅刻議員  (名)				
早退議員  (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	尾崎基彦	書記	大上千佳
	書記	橋本倫法		
説明のため出席 した者の職氏名  (13名)	町長	庵途典章	副町長	坪内頼男
	教育長	浅野博之	総務課総務人事 室長兼財政室長	笹谷一博
	企画防災課長	江見秀樹	住民課長	山田裕彦
	健康福祉課長	長峰忠夫	高年介護課長	古市宏和
	農林振興課長	松阪鉄矢	商工観光課長	真岡伯好
	建設課長	重崎勇人	教育課長	宇多雅弘
	三日月支所長	服部吉純		
<p>〈備考〉  午前出席者・・・町長 副町長 教育長 総務人事室長 企画防災課長 住民課長 健康福祉課長 農林振興課長 商工観光課長 教育課長 三日月支所長</p> <p>午後出席者・・・町長 副町長 教育長 総務人事室長 企画防災課長 高年介護課長 農林振興課長 建設課長</p> <p>委員会室待機</p> <p>■午前  税務課長 高年介護課長 建設課長 上下水道課長 上月支所長 南光支所長 生涯学習課長</p> <p>■午後  税務課長 住民課長 健康福祉課長 商工観光課長 上下水道課長 教育課長 上月支所長 南光支所長 三日月支所長 生涯学習課長</p>				
欠席者  (2名)	総務課長	幸田和彦	会計課長	和田始
遅刻者  (名)				
早退者  (名)				
議事日程	別紙のとおり			

---

## 【本日の会議に付した案件】

### 日程第1．一般質問

---

午前10時00分 開議

副議長（小林裕和君） おはようございます。

議員の皆様、また、町当局の皆様には、おそろいで、ご出席を賜り、誠に御苦労さまです。

本日、石堂議長より体調不良のため、本日の会議を欠席する旨の届出が提出され、受理しており、議長が欠席されていますので、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長の私が議長の職務を行います。よろしくお願いいたします。

ここ数日、日中は暖かくなり、春を感じさせますが、花粉が飛び交う季節となってきました。新型コロナウイルスにおいても、本町では3回目のワクチン接種が順調に進んでいるようですが、まだまだ、安心できる状況ではありません。

また、ロシアのウクライナ侵攻の影響によりエネルギー不安とともに、日常生活必需品の価格の上昇により、この先、経済状況も不透明となりつつあり、一刻も早く外交努力により戦闘が終結するのを祈るばかりです。

そのような中ではありますが、皆様におかれましては、体調管理等健康に留意されまして、議会活動並びに職務に精励されますよう、お願い申し上げます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、総務課長より、病気のため欠席届が提出され受理しております。総務人事室長の代理出席を認めておりますので、報告しておきます。

なお、傍聴者におかれましては、傍聴中に守るべき事項を遵守していただき、静粛に傍聴いただきますよう、お願いします。

それでは、直ちに日程に入りますが、議員席の一部変更等について報告します。

議会でも新型コロナウイルス感染防止対策を実施しています。議場における3密を避ける取組として、議員席の間隔を広く取るために仮設席を設け、3人席の岡本安夫議員と千種議員に席の変更をお願いしています。

また、当局についても説明職員の出席を最少人数とし間隔を広げて着席いただいております。

議場内では原則マスクの着用をお願いしていますので、ご理解をお願いします。

なお、質問席並びに答弁席にはアクリル板を設置し飛沫の飛散防止対策を行っています。発言者並びに答弁者のマスクの着用については、各自の判断で対応をお願いします。

また、マスクの着用については、鼻にかけていただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、日程に入ります。

---

### 日程第1．一般質問

副議長（小林裕和君） 日程第1は、一般質問であります。

6名の議員から質問の通告を受けておりますので、通告に基づき順次、議長より指名します。

まず初めに、8番、岡本義次議員の発言を許可します。

〔8番 岡本義次君 登壇〕

8番（岡本義次君） 皆さん、おはようございます。8番議席、岡本義次でございます。梅一輪一輪ほどの暖かさということで、梅の花も満開でございます。暑さ寒さも彼岸まで、そして、三寒四温の中で、春がやってきました。

今、世界的にオミクロンがパニック状態で物流が止まったような状態でございます。

戦前には、スペイン風邪が1,000万人の方が亡くなって、今、コロナで700万人の方が亡くなっております。このウイルスは抑え込むというようなことはできないそうですが、人類の英知をもって、それを、だんだん広げて解決しながら、大分、前と比べて、そういう英知を持ちまして医療薬が進んでまいってきていますので、また、収まっていくものと思っております。

そして、今ウクライナでの国民が270万人の方が国を追われ、町を破壊され、殺りく、人を平気で殺すヒトラーに勝るような人が、プーチンというのが出てきまして、本当に、おぞましい限りでございます。

これらが早く終結し、そして、コロナも収まって、大阪万博の時には、大勢の方が来ていただくようになると思います。

私は、3件の一般質問をさせていただきます。

1件目は、困窮者・労働者に支援を。そして、2点目は、第2次総合計画、後期基本計画を問うと。そして、3件目は、農機具の購入者に補助はという3件をさせていただきます。2件、3件目につきましては、議員席からの質問といたします。

まず、最初の困窮者・労働者に支援をということで、町民の方から私の家に夜9時から夜の11時まで泣きながらのような、4、5回と電話が入りました。

会社が明日から来なくてよいと言われ、お金もなくなり、食べるご飯もない。電話賃もないので、そちらから電話してくださいというようなことで、何回かやりとりをしました。

営業されている方も景気が落ち込み苦しいと思いますが、その実態をつかんでいるのか。

また、母子家庭、父子家庭の方も生活困窮者がおられると思いますが、その実態をつかんでいますか。その方たちにも、いち早く支援の手を差し伸べられたいと思います。

労働基準法違反なのに、監督署も何十年も保険にも入らない会社を、かたや税務署が税金を取りながら、労働基準監督署が雇用保険・健康保険にも入りなさいと言われながら、何年も放置して営業している。労働基準監督署もただいっただけで見過ごしているのか。このような事業者が町内にあるということを承知していますか。

国、県民局、町役場、国民の生命と、財産を守る義務があります。そのために国民我々は税金を納めております。町長はどう思われますか。この場からの質問といたします。

副議長（小林裕和君） はい、庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） 皆様、改めまして、おはようございます。

冒頭、議長から、御挨拶もありましたように、本当に、このところ、一気に暖かくなってまいりましたが、コロナウイルスの感染のほうは、なかなか収束する状況にありません。町内でも、次々と感染が確認をされております。

ワクチンの接種のほうは、皆さん、それぞれご協力いただいて、順調に進めておりますけれども、これから、また、65歳以下の皆さん方にも、今、予約をしていただいて、ワクチン接種の計画を進めておりますので、ぜひ、早くワクチンも接種していただいて、早く

何とか、この状況を改善をしていけるように、取り組んでまいりたいと考えております。

また、国際情勢、本当に今、毎日、テレビ等で報道されているように、本当にウクライナに対するロシアの侵略戦争、もうあの惨劇は、目を覆う、また、本当に胸が痛む状況であります。世界各国から、いろんな支援も行われておりますけど、私たちは、なかなか何も、そういうこと直接できるような力はありませんが、何とか1日も早く平和が訪れるように祈りたいというふうに思います。

それでは、今3月議会、一般質問につきましては、6名の議員の方から、質問の通告をいただいております。今日、明日、2日間にわたりまして、答弁させていただきますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、最初に、岡本議員からのご質問でありますコロナの影響による困窮者、労働者に支援をとということについてのご質問にお答えをさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言や、まん延防止等特別措置の発令などによりまして、事業者においても休業したり、時間短縮をしなければならない状況となったことから、その影響によって従業員の方の収入が減少して、生活が成り立たない方が出ているということは、たびたび報道などでも取り上げられております。そのことにつきましては、当然、私も十分認識をしておりますし、そのために、国、県とともに、そうした方への対応について、取り組んでいるところでございます。

しかしながら、佐用町におけるコロナウイルスの影響により、困窮されている状況を適時に、全てを私個人が把握するということは、当然、難しいところであります。ご相談のあった方に対しましては、丁寧に、また、各種の助成制度などの情報や申請方法などについて、ご説明をさせていただいて、内容によりましては、健康福祉事務所の生活保護の担当へもつなぎ、また、相談者に対する経済的な支援のみならず、暮らしや健康に対するケアについても親身になって対応をしているところであります。

支援施策につきましては、町広報や町ホームページ、民生委員児童委員さんの見守りなどの訪問によって周知も行っております。

新型コロナウイルス対策として、本年度は、児童1人当たり5万円を給付する低所得の子育て世帯生活支援特別給付金制度や、12月と2月に分けて、児童1人当たり合計10万円を給付する令和3年度子育て世帯等への臨時特別給付金制度、また、対象世帯当たり10万円を給付する住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金制度など、国の補助金を財源として、これを実施をいたしております。

一方、それ以外の困窮者の対策といたしましては、生活保護制度、社会福祉協議会が窓口である各種生活福祉資金、県の委託によりワーカーズコープが実施している就労支援や家計改善支援、食料支援などといった総合的な支援を行っております。さらには、新型コロナウイルスの特例で実施している緊急小口資金や総合支援資金といった無利子の貸付制度を社会福祉協議会において行っているところでございます。

これらの事業は、申請窓口が分かれておりますが、個別のケースに応じて適宜、担当各課と連携を取り合って相談者の方にスムーズな支援につながるよう努めているところでございます。

また、地域住民の抱える課題が複雑化、複合化する中で、子育て支援窓口、高齢者支援窓口、障がい者支援窓口で相談を受けた情報から、生活困窮状態が疑われる場合にも連携を取り合い、必要な支援が必要な方に速やかに届くような取組を進めております。

次に、事業所の実態でございますが、国としても事業継続の給付金や、また、飲食店などの休業、時間短縮などに対する補償金等についても、継続して行われておりますし、また、商工業者経営応援金として、町独自にも10万円の支給ということで、そうした支援を行っております。

新型コロナウイルス感染症の影響等により、123 ほどの事業所の収入が令和元年度と令和2年度を比較して10%以上減少しているということも把握いたしております。

また、労働基準法に違反している事業所や労働保険への加入状況については、町では把握はできておりません。これは、加入等につきましては、労働基準局の管轄で労働基準監督署が直接指導をされているところでございます。

住民の方から労働問題について相談を受けた場合には、そうした関係機関へと連絡を取るなどの対応をいたしているところでございます。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔岡本義君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 岡本議員。

8番（岡本義次君） 今、町長から説明があったわけでございますけれども、今、その中で、非課税世帯の方とか、そして、今、実際、困っていらっしゃる方には、役場、県民局に行っても、県民局も、そういう担当部署がないということで、労働基準監督署に行っても、ただ、前に進まないという状態を聞いております。

そういうようなことで、いいんでしょうか。その人が、もし、亡くなるようなことになったら、佐用の恥でございます。えらいことになります。

ですから、そういうコロナで下りてきておるお金の中、そういう困窮者の方をいち早く支援をしていただいて、助けてあげていただきたいと思います。

ちょっと、聞くところによれば、今日、何か振り込みでもあったんでしょうか。そういうことを聞きましたけれど、どうなんでしょうか。

〔健康福祉課長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 長峰健康福祉課長。

健康福祉課長（長峰忠夫君） お答えをいたします。

議員がおっしゃっております、今日、振込があったという事業の件でございますけれども、令和3年度非課税世帯への臨時特別給付金ということで、非課税世帯というのが、町民税と、それから都道府県税、こちらのほうが、均等割以下の世帯ということでございませけれども、その世帯と、それから家計急変世帯といいますのが、この新型コロナウイルスの影響によって、給料が激減したりとかというようなことで、非課税の方と同様ぐらいの所得に減じたという方、それぞれの方につきまして、確認書のほうを町のほうに送っていただいた方について、本日、1回目の給付のほうをさせていただきます。

対象といたしましては、非課税世帯の方については、本日、給付をするのが1,728世帯。それから、それ以外の、先ほど、説明をいたしました家計急変世帯、こちらについては2世帯、本日、1回目の給付をするということで、通帳のほうに振込のほうをさせていただきます。以上です。

〔岡本義君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 岡本議員。

8 番（岡本義次君） 1,728 世帯、家計困窮者 2 世帯ですか、それは金額としては幾らの金額なんでしょうか。

〔健康福祉課長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 長峰健康福祉課長。

健康福祉課長（長峰忠夫君） 失礼いたしました。説明が不足しておりました。  
1 世帯につき 10 万円、1 回ということでございます。

〔岡本義君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 岡本議員。

8 番（岡本義次君） そしたらですね、今、この中で、1,728 とか 2 世帯の中に、そういう父子家庭、母子家庭とか、それから、生活困窮者、病院に入院されているような方も、この中に入っておるということですか。

〔健康福祉課長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 長峰健康福祉課長。

健康福祉課長（長峰忠夫君） 先ほど、説明をいたしました世帯につきましては、令和 3 年度の所得が非課税、町民税、県民税の均等割が非課税の世帯ということで、その世帯については、全世帯、対象世帯には給付金を支給をさせていただいております。

中には、その中にひとり親の世帯とか、子育ての世帯とかという方はいらっしゃると思いますけれども、そういう世帯の中で、課税をされている世帯というのは、今回は、この事業の対象にはなってございませんが、それ以外にも、今年度につきましては、子育て世帯への給付金とか、そういった、また、別の事業でございますけれども、18 歳までのお子さんを持つ世帯について、お子さん 1 人当たり先行給付で 5 万円、追加給付で 5 万円、合計で 10 万円というような給付の制度もありますので、そちらについては、先行給付については 12 月中に、後の給付につきましては、2 月に一度お支払いをしておりますけれども、申請がありましたら、その都度、今年度中に支給のほうをさせていただくことになっております。以上です。

〔岡本義君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 岡本議員。

8 番（岡本義次君） 今、さっきお話ししましたが、労働基準監督署も、そういうあくどいのか、そういう保険もかけないような方が、前から労働基準監督署から、かけなさい。やりなさいと言われながら何十年か放置して、そのままになっております。

ですから、そこらへんを、今、町長の説明の中で、町とは、ちょっと別個のものであるということでございますけれど、やっぱり、そういうところにも連絡取っていただいて、そういうふうに、ちゃんと、雇用保険、健康保険もかけてやってくださいということをお願いいたします。

ってもらわないと駄目だと思います。

ですから、そこらへんは、労働基準監督署の、私に言わせたら怠慢です。これは。そういうことを知っておきながら、ただ、言うだけで、全然かけない会社に対して、やっぱり、自分らが、そこへ乗り込んでいくなりして、ペナルティを科さないで駄目だと思います。そういうことでは、我々、労働基準法に則って、そういうことが、ちゃんと仕事もできません。

町長や課長は、憲法 25 条にどのように書いてあるか御存じでしょうか。もし、教えていただきたいと思いますが、いかがですか。

〔町長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 憲法のそうした条文まで、私も全て記憶して、諳んじているわけではありません。

ただ、人間の生存権とか、権利、そういうものがしっかりと憲法では規定をされているわけです。そのために、国、行政として、国にも、そうした法律がつくられ、また、県にも条例、町にも条例もあります。そうしたものを、それぞれが、やっぱり、それぞれの所管する、監督をしていくために、その責任を、しっかりと果たしていかなければならない。それが行政の努めなんです。

ですから、そうした問題について、労働問題につきましては、専門の労働基準監督署というものが、ちゃんと設置をされ、かなり細かいところまで、私たちの、例えば、町の職員、労働者に対してでも、そういう監督署のほうは、しっかりと、いろいろと指導をします。

ですから、今、言われるような点については、労働基準監督署が、当然、しっかりと指導をし、また、それに対しての対応をしていく。それが、その役所の努めであろうかと思えます。

〔岡本義君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 岡本議員。

8 番（岡本義次君） 憲法 25 条では、国民の生命と財産を守る義務があり、そして、最低限、国民が最低限の生活ができるような、そういうことを、25 条で謳っておるわけでございます。

ですから、海外に行っておる企業労働者に対しても、そういう、いろいろな災害があったり、このたびのウクライナなんかあれば、すぐ邦人援助のために飛行機を飛ばして助けにいきます。そのために、我々は、普段から税金をかけて、ちゃんとしておるわけでございますから、国も、そういう 25 条に則って、やっていただきたいと、このように思います。

この中で、今、課長が言われたように、なかなか全部の実態をつかむということは、難しいということでございますけれど、やはり、いろいろ自治会長や民生委員とか、いろいろな方の中で、そういう報告をいただいたりしながら、非課税措置だけじゃなくて、そういう苦しんでいらっしゃる方があれば、当然、困窮者として支援をして、助けてあげていただきたいと、このように思っております。

そして、今、町長が、先だって、我々に言われましたように、大学生とか、そういう方に



通学定期 8,000 円を、佐用に残っていただくというような思いもあって、こういう制度もつくられたようでございますけれど、これは、私は、みんな喜んでおると思います。子供を育てるということは、大変な努力が要るし、お金も要るわけでございます。ですから、通学だけじゃなくて、当然、佐用から通学できる学校というのは、しておりますので、下宿した人にも、何らかの、そういう月、していただきたいと思います。

副議長（小林裕和君） 岡本議員、通告書に基づいてしてください。

8 番（岡本義次君） その困窮者の中で言っていますのでということです。そこらへん、町長、また、考えてやっていただきたいと思います。

この 1 番の分につきましては、これまでとして、2 番の分に入らせていただきます。

第 2 次総合計画、後期基本計画を問うということでございます。

資料①、若者定住につながる魅力ある雇用の場の創出ということで、1 枚の 14 番に書いてあります。その定住の雇用をどうやってやるのか。

2 つ、農林業の振興・農用地保全・営農組織充実と担い手づくり・その他、木材の使い道をどのように広げるのか。農地の保全は年々放棄地が増えているが、どうするのか。営農充実と担い手づくりは従事する人がいるのか。

私の提言としては、移住者の若者達で応援隊のようなグループでつukれないのか。

4 つ、次、観光の振興・天文台・交流・ネットワーク化は、どこと交流して、どう取り組んでやるのか。これは 2 枚目の 14 番でございます。

私の提言としては、神戸市との交流を、そこへ入れるべきだと思います。

それから、利神城を提言として、スマホできばつの刃のように、当然、物語をつくり、そして、それを皆さんに、スマホの物語をずっと見てもらって、さらに広げていくということでございます。

そして、8 の行政組織の効率化・課の編成があるのか。職員定数適正化、現在、正規職 245 人、再任用 18 人、非正規 227 人ですが、将来、何人にされるのか。人事評価制度は、今、どんな人事評価をしており、それをどのように変えていくのか。13 の 14 でございます。

そして、資料②の分でございますが、雇用創出、5 ページは、企業を呼ぶとか、新たな産業があるのか。

観光・ハイキングは笹ヶ丘荘に 3,900 万円の繰り入れがあります。宿泊や食事等をするためにどうするのか。

提言としては、川辺のふれあいや浅瀬山ハイキングをやり、山桜・紅葉・フジバカマを植えてアサギマダラを呼ぶ、そうやって利用者を増やしてく。

佐用では、江川の安倍晴明とか、道満。飛龍の滝、清林寺の散策、ハイキング等をコースに入れる。12 ページ。

それから、自然との共生。

提言としては、平福の町うちに、水路に 4 メーター四方ぐらいな、避難の池をつくり、緋鯉をところどころで飼えないか。各家に、プランターでフジバカマを植えて、アサギマダラを呼ぶようにしたらいいと思うがいかがですか。

佐用での宿泊、提言としては、天文台の星の観察時間を遅くして、佐用に泊まれるように持って行く。ページ 17。

地域医療で佐用に産婦人科がありません。これは、テクノでたつの、上郡、そして佐用の人が安心して子供をつくれるように、これはできないのかということでございます。

よろしく申し上げます。

副議長（小林裕和君）

庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君）

それでは、岡本議員からの第2番目のご質問であります、第2次総合計画、後期基本計画についてのご質問にお答えをさせていただきます。

初めに、総合計画について、改めてその趣旨を説明をさせていただきます。

第2次総合計画は、平成29年度から令和8年度における、行政運営の総合的な方向性を示した、町の最上位計画として位置づけられるものでありまして、まちづくりを行う上で基本的な理念と政策の方向性、また、目指すべき将来像をまとめたものとなっております。

総合計画のうちの基本計画部分は、前期5年と後期5年に分けて策定をすることとなっており、前期5年の計画期間が今年度で終了することから、来年度以降の5年間の後期基本計画を今年度中に策定をするべく作業を行ってまいりました。

このほど、最終案がまとまりましたので、3月議会初日に議案として、上程をさせていただいているところでございます。

今回の質問の中で、町施策に対する具体的なご提言をいただいておりますが、先ほども申しましたとおり、総合計画は、町の行政運営に係る理念や総合的な方向性を示した、いわゆる羅針盤のようなものであり、個別・具体の事業につきましては、これに基づき、庁内における政策調整・決定会議や予算編成での事業精査及び議会における予算審議を経て、その時々、社会情勢も踏まえ、町民ニーズに対応した、効果的で効率的な事業展開を進めてまいりたいというふうに考えております。

したがいまして、この総合計画において、ご提言いただいているような一つ一つの個別・具体の事業にまで踏み込んで記載することは想定をしておりますませんが、これをご承知をいただいた上で、ご質問に対してのお答えをさせていただきます。

なお、資料①とか、資料②と分けてご質問いただいておりますが、この資料については、12月の全員協議会における行政報告の際に提供をさせていただいた資料のことかと存じますが、関連する分野については、まとめてお答えをさせていただきます。

初めに、「雇用の場の創出」関連のご質問についてでございますが、現状において、本町単独での大きな企業の誘致などについては、そうした用地もなく、直ちには難しい状況がありますが、県企業庁や関係自治体と連携をして、播磨科学公園都市で企業誘致を行っているほか、学校等跡地の利活用事業者も募集をし、現在、多くの施設で事業をいろいろと展開をしていただき、雇用の面においても貢献をいただいていることについては、ご承知のとおりでございます。

また、中小企業者創業支援事業補助金を全町域で実施しているほか、地域課題の解決や地域資源の活用を目的に、令和2年度からビジネスプランコンテストも開催しており、新たに林業や飲食業の分野で起業される方も増えてきております。

今後もこのような取組を継続するとともに、利神・三河小学校跡地をはじめ、町有の未利用地の有効活用を図っていくなど、可能な限り雇用の創出につながる取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

続いて、農林業の振興等についてのご質問でございますが、まず、農業振興については、後期基本計画の主要施策に掲げております、「農用地の保全対策」から「農業振興施設の整備」までの10項目を重点的に進めてまいります。認定農業者や集落営農組織、新規就農者など多くの農業の担い手に対しまして、県農林振興室、また、県の農業普及センター、J

A等の関係機関とも連携をして、個人・組織の法人化や新規就農への支援を行うとともに、営農計画相談や機械導入補助、経営開始資金の支援なども行いながら、担い手の確保と育成に努めてまいります。

また、農地の保全につきましては、耕作放棄地の発生を最小限に抑制するため、中山間地域等直接支払交付金事業の活用のほか、水土里会の事務を一本化し、広域化した多面的機能支払交付金事業の取組を、さらに推進してまいります。

また、人・農地プラン作成の推進によって、水利・農道・獣害対策などの共同作業の維持を図るとともに、担い手への集積、集約を進めてまいります。さらに、町独自の支援事業であります担い手確保補助金については、農地を預かって集積される方への支援事業を、これも引き続き行ってまいります。

また、農地保全の阻害原因の1つとなっております獣害対策につきましても、来年度からは獣害防止柵への補助制度を拡充をして、修繕に対しても実施する予定でございます。

木材の使い道については、木質バイオマス発電所が建設をされ、その燃料となる木材の需要が増加をしていることから、これまでは森林施業において林内に残置していた、用材として活用できないような木材の販路が確立されたことは、議員もご承知のとおりであります。そのため、木材市場等において、買い手のつかない木材はございませんし、林内に枝葉以外の残材はほとんどございません。ただ、町内森林の半分を占める広葉樹林においては、小規模に、しいたけ原木やまきの生産が行われているものの、未だ販路が確立をされておきませんので、家具用材等への活用も模索中でございます。ただし、使用に適した素性のよい樹種が少ないことから、即活用できるものではありませんので、引き続いて、こうした広葉樹林につきましても、バイオマス燃料や、これまでのパルプ材などの利用を図るとともに、また、新たな活用方法についても研究をしてまいりたいというふうに考えております。

次の移住者の若者たちで応援隊がつかれないかというご質問でございますが、移住して来られる方々も、それぞれの生活設計、また、事業計画を持って、町に来られますので、応援隊が生業として成立するものであれば、グループづくりを推進するのも、担い手づくりの手段であるとは考えられますが、現実的には難しいのではないかとこのように思います。

次に、観光の振興関連の質問について、一括して答弁させていただきます。

まず、交流・ネットワークについては、相手先をどこは限定できませんが、豊かな自然やひまわり、天文台、山城などの地域資源を活用しながら、都市部からの観光客の誘客を図って参りたいというふうに考えております。特に神戸市との連携につきましては、昨年7月に、農地保全活用や森林管理、災害時の相互応援などに関する協定を締結をして、観光分野におきましても、神戸市のポートアイランド芝生広場に佐用町のひまわりを作付けしていただいたほか、マルシェイベントにおいて佐用産の野菜や加工品などの特産品を販売をし、佐用町を都市部の方にPRするなど行ってまいりました。今後もお互いのノウハウや地域資源を共有しながら、様々な分野で連携を深めてまいりたいというふうに考えており、今回の後期基本計画にも、市町間連携の推進とともに、新たに、神戸市との連携ということについても、盛り込んでいるところでございます。

また、利神城については、県民局が西播磨山城復活プロジェクトにおいて、山城の復元図などを紹介したアプリも開設しております。今後県民局や地域などと連携をしながら、効果的なPRを図ってまいります。

次に、笹ヶ丘荘の集客に関するご質問についてでございますが、現在、多くの小中高生にサッカーの合宿所としてのご利用をいただいておりますが、今後は、大学生向けのスポーツ合宿や、山城愛好者なども視野に入れて、さらなる観光客の誘客を図ってまいります。

また、フジバカマや樹木の植栽につきましては、これまでもボランティアによる植栽の提案をいただいております。ぜひ、これを進めていただきたいというふうに、申し上げているところでございます。

ハイキングコースについても、浅瀬山や安倍晴明・道満塚は、既に佐用ハイキングの34のコースに選定をされております。また、飛龍の滝や清林寺においても観光スポットとして紹介をしているところであり、今後も随時、そうした紹介もしてまいりたいというふうに考えております。

続いて、平福の町うちの水路に鯉を飼えないかということについてでございますが、過去に平福の水路で鯉を試験的に飼育されたことがございましたが、想像以上に流れが急で飼育が困難であったために、断念をされた経緯もございます。また、フジバカマの栽培については、地元の中でもさらに増やしたいという声を聞いておりますので、地域で広がっていくことを期待をしております。

次に、天文台についてのご提言であります。兵庫県立大学西はりま天文台は、世界有数の一般公開用天文台として人気も高く、中でも「なゆた望遠鏡」を使った夜間観望会を目当てに、多くの方に宿泊をいただいております。ご提案の観望会の時間延長につきましては、研究員の人員体制や研究時間に影響することでもありますので、大学との協議が必要になるものと考えられますが、現在のところ、利用者の方から、特段のそうした要望もいただいておりますので、具体的な検討は行っておりません。

次に、行政組織の効率化や職員定数適正化、また、人事評価制度についてのご質問であります。まず、3月議会にも条例改正を上程をさせていただきましたとおり、昨今のデジタル社会の推進に向けた取組に対応すべく機構改革を実施し、来年度より情報政策課を設置いたします。行政組織の編成については、今後も社会の変化やニーズに合わせて効率的な体制となるよう、柔軟に対応してまいりたいというふうに考えております。

また、職員定数の適正化ということについては、第4次定員適正化計画に基づき、令和7年度において正規職員定数245人を目標としており、現在の職員数を据え置く考えでございます。これにつきましては、令和5年度から実施される定年引上げに伴い、職員の定年年齢を段階的に引き上げることと合わせて、役職定年制が導入されることとなり、定数管理やポスト管理に大きな影響が出ることで予想されますので、慎重に進めてまいりたいというふうに考えております。再任用職員及び会計年度任用職員につきましては、定数管理の対象外となっていることと、特に会計年度任用職員については様々な勤務形態があり、一般に人数による管理を行うことができないことなどから、具体的な数値目標はございませんが、職員定数管理と一体的なものとして捉え、適正な人員管理に努めてまいります。

人事評価制度につきましては、各職員の能力と業績についてそれぞれ評価し、その総合得点により評価する手法で毎年実施しております。能力評価は、それぞれの職責ごとに設定をされた評価項目について、業績評価は年度当初に各々が設定した年間目標について、それぞれ1月に自己評価、評価者及び調整者の評価を実施いたします。調整者による評価終了後、人事評価審査委員会において評価点の最終決定を行い、その結果を基に、年度末に評価者による個別の育成面談を実施し、結果を各職員へフィードバックすることによって、職員の育成・意欲向上につなげております。また、評価結果は、翌年度に支給する勤勉手当の支給額にも反映をしております。この制度をどのように変えていくかのご質問でございますが、現状では、大きく制度を見直す予定はありませんが、今後の課題として、評価結果の昇給への反映という点があります。これにつきましては、職員組合との合意を行う必要もありますので、制度の成熟状況を見極めながら進めてまいりたいというふうに考えております。

最後に、テクノで産婦人科を創設できないかのご質問でございますが、これまでも、

たびたびお答えをさせていただいており、町内の地域医療体制は、おおむね現在の医療機関で担っていただいておりますが、産科につきましては、佐用町だけではなく、たつの市や相生市という市にもなく、これまでもテクノに産科ということについて、県にも要望もしてきたところではありますが、現在の少子化の流れ、また、産科医師、また、看護師等、そうした医療を担っていただく人材の不足や、また、地域医療機関の経営環境が厳しさを増している状況の中、新たな産婦人科の創設などにつきましては、現実的に非常に難しい状況にあるということは、理解をしていただかなければなりません。

そのために、今回の後期基本計画にも記載をしておりますとおり、そうした産科、婦人科だけではなくて、ほかの医療体制についても、広域的に捉え、医療圏として、宍粟総合病院、また、今度、新しく開設をされます、姫路のはりま医療センター、また、赤穂市民病院、そして、隣の岡山の医療機関、そういう医療機関との、さらなる連携強化に取り組んでまいることが重要であるというふうに考えております。

以上、ご質問に対する答弁といたします。

〔岡本義君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 岡本議員。

8番（岡本義次君） 1番の若者の定住ということで、今、佐用郡では土地の単価がすごく安くなっております。ですから、1万平米、久崎の双観橋のところに三菱ケミカルから1万平米の土地を寄贈されておりますが、そういうようなのを旧三日月、南光、佐用、上月に1か所ずつぐらいつくって、そういう受け皿をして、土地はくれてやると、来てくれた会社に差上げますよと、そしたら、そこで50人なり30人の若者なり佐用町の方が、そこで働いて、当然、相手の方の土地の名義になれば、固定資産税も入るし、人がそこに残ってくれば住民税とか、そういう地域の学校とか、そういうふうに、活性化にもつながると思います。そういうふうなことは、できないでしょうか。

〔町長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 企業が新しい事業を計画をされる。それは土地についても、大きな1つの要素でありますけれども、当然、そこで働く求人、人の問題。また、立地、その地域の輸送や、そうした交通の問題、いろんなことが総合的にあるわけなので、岡本議員が言われるように、具体的に、そこができないかと言われると、できる場合もあるでしょうし、できない場合もあると思います。

しかも、現在、そうしたところについても、当然、いろいろと情報をつかみながら、誘致等あれば、いろんな相談をさせていただき、事業者の、その事業の内容によっては、それは無償で提供しても、町にとっても非常に大きなメリットがあるというふうに考えれば無償でも提供もできますし、それは、それぞれの、いろんな状況を判断しながら考えていかなければならないことで、ここで、できるか、できないかと言われたら、それは、分かりません。

〔岡本義君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 岡本議員。

8 番（岡本義次君） できるか、できないか分かりませんが、一步でも近づくように、努力はしていただきたいと思います。

それから、2 番の分、農林業の振興・農用地保全・営農組織の充実ということで、これらも、やはり日本なんかは、食料自給率 30%、ヨーロッパでは 70%ぐらいあるわけです。国も、もっと、こういう動乱起きて、物が入らなくなった時、一番食べ物に困っていきまでするので、やっぱり国が補助してでも農業の自分とこの食料自給率を高めんとあかんと思います。ですから、こういうふうなことも、やっぱり本気になってやらないと、なかなか外国のほうが安いとって、安く買える、何かあった時には買えなくなりますので、そこらへんが重要だと思います。

それから、その若者の応援隊というのは、やはり、その若者は、嫁さんもらって、子供を育てて、そういう待遇、ある程度保障してやらないと、なかなか農業の応援隊というのもできないと思いますが、そこらへんは、やっぱり、そういう、役場がそういう方には補助してやってもいいんじゃないかと思うんですよ。そういうやつをつくってせんと、年老いて、みんな土地、放棄地になってしまいますので、そこらへんも、また、十分、考えて、今後やっていただいたらと思います。

そして、利神城のほうもきばつの刃のように、スマホで物語を、15 分ぐらいなものを、ずっとつくって、役場の上手な、イラストなり、漫画書くような人でもおったら、もしいかなかったら、そういう専門の方に頼んででも、そして、これを見て、佐用の歴史、利神城のつくってすぐ、動員、郡民が駆り出されて、1 年もせんまに一国一城制度の中で、つぶされなければならなかったこととか、毛利と黒田官兵衛らの秀吉の戦い、上月城合戦なんかあります。そういうような事も盛り込んで、私の円光寺の戦橋でも、川の血が真っ赤になったという、そういうやつを入れて、これを見られた方は、ワンコインの 500 円要りますよという了解のもとで、それを積み立てていって、将来、利神城の 2 層、3 層ぐらいな、大規模じゃなくても、下から見て、ああ、すごいなというようなやつを、こつこつと積み立てていったらいいんじゃないかと思います。これ、私の提言なんです。

それと、フジバカマを各家に、我々の仲間が一緒になってつくっていきよるわけでございますから、プランターを各家に 1 個ずつ置いてでも植えれば、各家にフジバカマを植えることによって、アサギマダラが飛んでくると、利神の町並みに、そういうチョウが、ずっと来るといふことであれば、また、皆さん、よそからでも、それを写したり、ビデオやカメラを持って来て、食事したり、泊まってくれたりするといふふうにつながってくると思います。

ですから、そういうふうなことも、やっぱりしていかなんとあかんのんじゃないかと思えます。

予算にも限りがあつて、何もかもいっぺんにはできませんが、徐々にでもやっていかなことには駄目だと思います。

それから、

副議長（小林裕和君） 岡本議員、提言もよろしいですけど、質問を簡潔にしてください。

8 番（岡本義次君） そういうふうなことも、ひとつ、予算がありますが、企画のほうとしては、どんな思いなんでしょうか。

〔企画防災課長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 江見企画防災課長。

企画防災課長（江見秀樹君） 失礼します。

たくさん、ご提言をいただいております。一つ一つのご提言に、この場合において、できますとか、できませんとか、そういったことは申し上げることはできません。

今、議員おっしゃったとおり、役所が全ての面において、ベストな状態に持って行くということは、役所が全てをやるということは、これは難しいと思っております。

ご承知のとおり、財源、先ほども議員おっしゃったとおり、財源にも限りがございます。マンパワーにも限りがございます。

特に、財源については、佐用町の場合、多くを国の交付税とか、譲与金、交付金、そういったものに頼っているのは、ご承知のとおりでございます。

平成20年代の頭頃だったかと思いますが、三位一体改革というのがございました。この際には、非常に交付税が減額されて、行財政改革を進めないといけないというような状態にも陥ったわけがございます。

ですのですよね、全ての、先ほどおっしゃったようなご提言のことを、全て役所が実施していくというようなことは、ちょっと、なかなか難しいと思いますので、そのへんについては、民間の方、あるいは地域の方で頑張っていた部分については、頑張っていて、機運の高まりとか、必要に応じて役所が支援を行っていく、こういうふうな考え方でいかざるを得ないのかなというふうに考えております。以上です。

〔岡本義君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 岡本議員。

8番（岡本義次君） いっぺんには、できません。

ですから、そういう民間の方がやるとすれば、そこへ補助しながら、一緒になって、1つずつでも進めていくという方策はいいんじゃないかと思えます。

ですから、木材でも、それをウレタンのように、それを熱して、強化することによって、使い道が広がってくるとか、それから、どう言うんですか、飛龍の滝なんかも、たくさんの方が見えるんですけど、防犯カメラがないので、ごみを捨てて、お巡りさんが拾って帰るというようなことも聞いておりますので、そこらへんも、やっぱり考えていただいたらと思っております。

ですから、私は、どう言うんですか、いっぺんにはできんでも、そういうことを頭に置きながら、先月、旅行会社の人とお話したんですよ。そしたら、神戸市なんか、そのスマホの中で、いろいろ佐用のいいところを入れていただいたら、海外に交流していますので、その海外の人が日本に来てから、どこへ行くというんじゃなくて、そのスマホを見ることによって、それを、佐用に、こういういいところがあると言ったら、そこへめがけていうのか、そこを目的に来てくれるそうなんですよ。

ですから、そういうようなことも、やっぱり頭に置いてやっていただきたいと思いますので、そこらへんは、ひとつ神戸市の提携の中で、頑張ってもらっていただいたらと思っております。

私も、たくさん言いましたけれど、いっぺんにできんということは、重々知っておりますけれど、これらをあげて、そういう中で、こういう特に、佐用のいわゆる目玉となるようなところをつくり、人が来て、山城とか、一緒になってやっていったら、さらに佐用が

活性化できるんじゃないかと思っておりますので、ひとつお願いしたいと思っております。

それと、その分については、以上とします。

3つ目で、農機具購入の補助をとということで、これにつきましては、上郡町も、既に、こういう制度を取り上げております。

そして、今、皆さん、年老いて、草刈りもできない人が増えてきたりしておりますので、そして、今、トラクターとか、コンバインにしても、田植え機も相当な値段がします。大型農家の方には、補助もされておるんですけど、そういう一般の家庭の方も、それを買った時に、何ぼかの補助をしてやらないと、誰も、もう後、そういうトラクターも、そういうこと買えなかったら、それこそ放棄地になったり、草ぼうぼうになってくると思います。

そこらへん、農林振興課としては、どのようにお考えでしょうか。

町長、先、ほな。

副議長（小林裕和君） 庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、3点目の農機具の購入補助についてのご質問にお答えをさせていただきます。

上郡町の例を引いて、上郡町でもやっているからということでもありますけれども、佐用町においても、上郡町より先んじて、前から、そういうことは、取り組んでおります。

今回の上郡町においてということでもありますけれども、これは、上郡町におきましては、令和4年度の新規事業として、人・農地プランというものがあり、スマート農業や環境配慮型の農機具の導入に限り、取得費用の3割、そして、それも上限30万円の補助金を導入するというふうに聞いております。

本町におきましては、佐用もち大豆がGI登録されたのを契機に、令和2年度及び令和3年度、この2カ年において、町単独事業といたしまして、佐用もち大豆生産基盤整備事業補助金によりまして、大豆栽培に係る機械導入の半額、ただし、これは上限50万円といたしまして、この2カ年で10件391万5,000円の補助を行っております。このほかにも、県単事業で、法人設立時の機械補助として上限400万円として3分の1を補助する農業経営スマート化促進事業補助金は、3法人について、総額で632万円を支援をしております。国の事業でリース導入の2分の1を補助する産地パワーアップ事業補助金は、1法人について522万円を支援をしており、総計で9団体について1,354万円の支援も行っていることを、ご承知をいただきたいと思っております。

来年度以降につきましても、以上申し上げました機械導入に係る補助は継続していくように、当初予算にも計上をさせていただいているところでございます。

個人の機械購入への補助金につきましては、以前も議会において、答弁をさせていただいておりますけれども、農業者だけが、個人のために使用する機械に対して、補助金として公費を充てることは、町民全体の理解を得ることは、なかなか難しいと思っておりますし、また、農業を主たる事業としているのかどうかなど、対象者を平等に判断することは、これも難しく、対象者数によっては、多額の費用が必要となり、国の補助等の充当もなくて、町の単独事業として、これを支援することは、財政上から言っても、これも非常に難しいことではないかというふうに考えます。

そこで、町としては、来年度につきましても、人・農地プランの推進も含めまして、このプランの中心経営体に位置づけられる認定農業者、新規認定農業者、集落営農組織を対



象にして、上限 50 万円で、2 分の 1 を補助する農業機械等導入支援事業補助金を創設させていただきたいと考えております。対象者は、法人化に至らない集落営農組織や、補助要件のハードルが高くて、国や県の、そうした助成事業の申請にまで至らない規模の認定事業者、新規認定農業者等を想定をして、国・県のこうした助成制度の隙間を補う制度とする予定でありまして、このことにつきましても、来年度の当初予算に計上をいたしておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

〔岡本義君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 岡本議員。

8 番（岡本義次君） 今、町長、説明あったんですけど、もちろん、農林振興課の方が、ある程度、そういう補助もできております。そしたら、その中で、法人化、もしくは集落の中で一緒にやるという方もやっていくということでございますけれど、農林振興課として、集団でやられるというのは、大型も含めて、何件あります。

〔農林振興課長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 松阪農林振興課長。

農林振興課長（松阪鉄矢君） 今のところ認定農業者さん等々につきましては、41 人の方がいらっしゃいます。法人化されたところは、今のところ 4 件ございます。

ただし、これも先ほど、町長申し上げましたように、人・農地プランの作成というのを推進していきたいといった中で、そういった集落の中の話し合いの中で、例えば、A さんに、たくさん担ってくださいというような中心形態になれる場合は、その方には、こういった補助も当たるような形で、今後、創設させていただいている次第でございます。以上でございます。

〔岡本義君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 岡本議員。

8 番（岡本義次君） 大型農家の方とか、それから、集落の中で、法人化に向けたり、また、その中で、自分らが一緒になってやっていくという方が、できつつありますけれど、そやけど、また、それに参加できないという人がありますので、今後、そういう農業だけ補助するわけにはいかないという、町長の答弁でございますけれど、そういうふうなことも、年老いて、機械が買えなくなって、放棄地になって、草ぼうぼうにならないためにも、やっぱり少しは考えて、また、やっていただきたいと、このように思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

副議長（小林裕和君） 岡本義次議員の発言は終わりました。

続いて、9 番、金谷英志議員の発言を許可します。

〔9 番 金谷英志君 登壇〕

9 番（金谷英志君） 日本共産党の金谷英志でございます。

私は、1 点目、元気工房さよう運営基本構想は町の農業振興に資するかについて、伺います。

元気工房さようのあり方について、令和 2 年 9 月議会の一般質問で、私は、農産物生産者、農産物加工、流通、消費者を連携させた地域 6 次産業化の中核施設にしてはどうかとの質問をし、これに対し町長は「新たな農業者の育成と新しい特産品の生産に向け取り組んでいる。元気工房さようが中核となって町農業の振興を図っていければと考えている」と答弁されています。

本年度予算では、直売所運営事業基本構想策定委託料を計上し、基本構想を策定しています。元気工房さようは、3 つの事業所を経営統合して設立されましたが、統合による経営の安定も重要ですが、何よりも大切なのは町農業の振興です。

元気工房さようの運営基本構想は、本町の農業振興に資するものになっているか、町長の見解を伺います。

副議長（小林裕和君） はい、庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、金谷議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、最初に、元気工房さよう運営基本構想は町の農業振興に資するかということについてのご質問であります。前の全員協議会では、主に基本構想における老朽化した施設の改修、新設事業の計画についてご報告を申し上げました。

この基本構想を元に、大きな 2 点について目指すところを、改めて、申し上げます。

まず、1 点目は、直売所への野菜等を出荷していただく生産者の拡大と、生産量の増量でございます。現在の野菜等の出品状況であります。売り場においては、朝の段階では品ぞろえがあるものの、少し時間がたつにつれ空気が目立つようになっております。

今回の直売所の改修では、売り場面積を約 2 倍に拡大し、地元の住民に加え、近隣市町をはじめ、他の地域の方の呼び込み、集客数を大きく増加させたいというふうに考えておりますが、このためにも地元産の農産物を中心に、品ぞろえと供給量をいかに維持していくかが課題でございます。一時的に欠品を防ぐために、他産地の仕入れも考えなければなりません。栽培の方法や技術の向上となる研修の積み重ねにより、栽培面積の拡大や、新たな作物にも取り組んでいただける環境整備が必要でございます。今年度より開始した「農の匠」養成塾の受講者をはじめ、県普及センターとも連携をして、生産者の底上げを図ってまいりたいと思っております。

次に、2 点目といたしましては、佐用もち大豆、三日月そばの安定的な生産力の向上でございます。佐用もち大豆を使用した、上月もち大豆みそ、三日月みその 2 種類のみそは、それぞれの特徴から、町内外を問わず多くのファンの方がおられます。生産の現場は、既に限界となっており、拡販の要望に応えるために、新しいみそ加工所を設けることとし、2 つのブランドを維持し、年間生産量を現在の 90 トンから 150 トンへ増産する予定であります。

また、これまでも好評いただいておりますが、わずかな生産量であった豆腐製品も、これを拡充を行う予定であります。これらの加工のためには、当然、佐用もち大豆の生産量を増加させる必要がございます。また、これまで休止していた「そば処」を復活させて、「味里に行けば、おいしい手打ちそばを食べることができる」ように PR を図ってまいり

ます。来客者の増加に対応するためには、三日月そばの安定生産も必要となってまいります。

町の土地利用型農業においては、米価の下落、低迷が続いている中、農業者が特産品である「佐用もち大豆」「そば」栽培への転換、拡大が図れるよう、生産者への支援も行ってまいります。生産量及び品質の向上が「元気工房さよう」での加工品の品質の向上となり、顧客満足度の向上が、販売量の増となり、そして、原料の必要量の増となっていくという、そうしたよい連鎖へつながることを期待をしているところであります。

また、現在、地元産を全量買い取りをしている「ひまわり」「そば」に加えて、GI登録された佐用もち大豆を全量買い取りができる流通が確立できれば、生産者への利益還元が可能になるというふうに考えて、今、研究をしております。

このほかにも、直売所への出荷が増大する仕組みづくりといたしまして、高齢者の生産者、兼業で出荷まで手が回せない生産者に対して集荷を行うシステムを構築することや、現在は現金での決済ですが、キャッシュレス化による「ついで買い」の増加や、ポイント会員制度によるイベント情報配信なども計画をいたしております。

基本構想を実現するためには、多額の公費を投資することとなりますが、費用対効果といたしましても、「元気工房さよう」が中核となって町の農業振興を担って行くようにしなければなりませんし、そう進めていく所存でございますので、ぜひご理解、ご支援を賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔金谷君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 金谷議員。

9番（金谷英志君） 町長が言われた構想は、それは、それで正しいと思います。

2つの生産拡大や安定的生産もするという、その構想段階のそれは、そうなんです。具体的に、そしたらどうするかということをお伺いしたいんですけども、1つは、佐用もち大豆の生産拡大、安定的な生産ということも言われましたけれども、そのために具体的には、今年度からはどうするような計画なんでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 松阪農林振興課長。

農林振興課長（松阪鉄矢君） もち大豆の生産につきましては、今年度ですけれども、国の施策の中で、水田をもち大豆等の変換されるといった場合、そういった計画を立てさせていただきます。

そういった場合に、町のほうは直接お金が動くわけではないんですけども、県の再生協議会のほうから、直接、申請者の方に、そういった大豆の転換された分の補助金が当たるというような形の事業も展開させていただいております。

そういった形で、機械導入の補助もさせていただきますし、また、買取り価格につきましては、ちょっと、同じ値段ということで、特産物の定着化の補助金といたしまして、130円を確保させていただいたままで、ご支援させていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔金谷君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 金谷議員。

9 番（金谷英志君） 前も、そういうことは言われて、生産者に補助すると。それから、機械にも補助をするということですが、それが、町の政策として上げて、なかなか、やられる方が少ないというふうなこともあってと思うんですけども、それは、やっぱり、そういう補助なり機械に対する導入補助で生産者が拡大されるというふうに、課長は見込んでおられるんですか。

〔農林振興課長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 松阪農林振興課長。

農林振興課長（松阪鉄矢君） この事業、大豆のほうの、50 万円の補助、先ほど、お話させていただきましても、若干、今年度につきましては、大豆の生産のほうも面積のほうを拡大を、皆さんがしていただいたところでございます。

これも様子を見ながらということになりますけれども、こうした支援を続けなければ、なかなか、じゃあ、今後、大豆を拡大してつくっていくというのは難しいかなと思っております。

また、もう 1 つは、やはり大豆をつくるというのは、やはり、その農会の中で、いかに転作を自分たちが計画していくか。また、その農地を、どういうふうにして守っていくかということが、非常に大切だというふうに考えております。

したがって、人・農地プランですけれども、実は、今回、法改正ございまして、今度は、地域計画という名前に変わります。名称になります。予定でございます。

そういった中で、町としましても、今の人・農地プランですけれども、実質化のほうを話し合いとなりますけれども、進めていく中で、その農地を、じゃあ、どういう作物をすることによって、収益を上げていくか。

先ほど、町長のほうからもお話ありましたけれども、米は非常に米価が下がっているといった中で、やはり、それに代わる作物を集落の中で考えていっていただきたいといったなかでは、やはり、そういった集落の話し合いといいますか、自分たちの農地、どこを守っていくのかというようなのを決めていただくような、そういった人・農地プランのほうを推進していきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔金谷君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 金谷議員。

9 番（金谷英志君） 先ほど、町長の答弁の中でも言われたんですけども、全体で、6 次産業化、従来の 6 次産業化ではなしに、私が提案しているのは、前から言いましたように、佐用町全体で農産物生産者である農業や、農産物を加工する加工業、これは元気工房さようも、加工については担うと思うんですけども、農産物を直接消費したり流通する商業を連携させた形態ですから、つくって、生産拡大して、それを流通させる、そういう面では、どういうふうな対策をお考えでしょうか。

副議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） これは、やはり、農産物を生産し、加工し、また、それを、しっかりと販売していく。本当に、こういう全体、一体が、これが全て連携、ちゃんとした組織として動いていかないと、どこが止まってももうまくいかないわけです。

まず最初に、一番大事な、そうした農産物の安定した生産について、これは課長申し上げましたように、やはり、今の農業の実態、佐用町の実態を見る中で、なかなか米の価格も下落し、いろいろな国の制度の中で、いわゆる転作作物として指定をして、生産者が、例えば、もち大豆をつくるのが、また、そばをつくるのが、その生産者、農家にとって有利であるということが、まず、前提にないと、幾ら GI 登録取ったから、大豆つくってくださいよと言っても、なかなかそれは、増産につながらない。

そのために、町としても、今現在、キロ 130 円という、非常に買取り価格より以上高い助成を大豆にも、そして、そばにも、ひまわりにも行って生産者の所得に対して支援安定を図っているわけです。

そして、それをつくる機械等、作業する農業機械にも、そうした制度も利用していると。

さらに、これを増やしていこうとすれば、いわば、それ以上の支援も行っていかないと、なかなか、ほかの作物と比べてという形になりますから、なかなか増産することが難しいという。そういう制度の中で、今年、作付けにおいても増やしていただいておりますけれども、これを今、最終的に加工して、みそにおいても 90 トンの現在の生産量を、何とか 150 トンぐらいまで増産をしていきたい。それに見合う安定した米、大豆、そのみそだけじゃなくって、豆腐とか、油揚げとか、大豆の加工食品も何とか生産をしていきたいということです。

現在、生産していただいている、例えば、もち大豆については、今、大体、年間 70 トンから 80 トンぐらい生産して、そのうち約半分ぐらいが、もち大豆等に町内で消費をしております。その残りは、原材料としては、別のところに流通をしているわけですね。これについては、流通経路としては、JA、全農が買い上げをして、そして、そこから、現在の佐用の元気工房等においても、そこから、また、買うというような流れになっているわけですね。

ですから、新たな、もち大豆の利用、そういう取引を増やそうとって、いろいろと、町も研究もしましたけども、やはり大きな豆腐の会社とか、そういうところになると、年間を通して何十トン、また、100 トン単位の原料が安定して入らないと、なかなか取引につながらないというようなところがあります。そういうことを、やっぱり考えていくと、どうしても、まず、町内で安定して生産し、町内の加工場で使う。その量を確保した上で、残りを別個に小規模な加工所のところでも販売をしていくというような、それを、ここにも答弁でも申しましたけども、今の全農、JA を通さずに、独自に流通するような形ができないか。そういう点も、この元気工房の事業として、展開ができないかというようなことも、今、研究をして、させております。

ただ、一番、そうは言っても、簡単にできることでもないんですね。やはり、生産したものを、どう選別をして、また、保管を、ちゃんとするか。だから、保管をしていくためには、冷蔵倉庫とか、そういうところも要りますし、余ったもの、残ったものを、全部やっぱり、これを販売をしないといかんわけです。ですから、そういう販売先なんかも、しっかりと流通先というのを組織化して、ちゃんと確保していくということがないといけませんし、もう一方では、逆に、安定して、ちゃんと生産を、毎年、きちっと生産をしていただ

くという体制を、また、つくらないと、新たな取引先との約束を果たせないという形にもなるわけです。

まあまあ、そういう点において、今後、この原料の農作物の生産から、そして、買取り、そして、加工。加工においても、現在、先ほど言いましたように、みそを主力として、ほかの加工品も生産をしていきたい。それを、ちゃんと、今度、売っていくという。

現在、その例えば、直売所だけで、全部販売ができるわけじゃないし、かなりの部分が通販とか、そういう体制で売っていますし、それから、量販店といっても、特別なところとの取引を行って、そこに、ずっと安定して配送して、そこで販売をしていただいていると。そういう形をつくっていく。だから、元気工房さようというのは、当然、目的は佐用町の農業というものを、しっかりと支えて振興していくということが最終目的としてありますけれども、そのためにも、元気工房の経営を、安定した経営をしていかなきゃいけない。その中には、そうした加工とか、そういう6次産業と言われる中だけではなくて、やっぱり、流通をして、販売をしていくという、ある意味では商社的な、そうした役割、機能もしっかりと考えてもっていかないとできないということになって、非常に、当然、一気に、これが、きちっと整理ができて、機能、全部、うまく回ればいいんですけども、それぞれ、担当者のほうも、それ今現在でも、そういうこと目標を考えながら、そういう取組、事業を研究して、今、計画をつくってくれているということです。

〔金谷君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 金谷議員。

9番（金谷英志君） 構想をつくって、これから、佐用町全体の農業振興で、元気工房さようがやっていると、途に就いたところですから、町長言われた、構想自体は、大賛成で、そういうふうにやっていただきたいと思うんですけども、先ほど、答弁の中で、県の改良普及センターとも協力してと、連携してということありましたけれども、これまでも、散々、それを、私も言ってきて、なかなか、その県の改良普及センターとの連携が取れていないなという、私は、感想を持つとったんですけど、今後も、やっぱり、それで、佐用町の特産物であり、生産技術の向上なりとしたら、やっぱり、改良普及センターとの連携も、町長言われたように、必要だと思うので、今後の構想を立てた上で、県の連携とは、どういうふうに、もっと積極的に、これまで、私は、あまりできていなかったと思うので、それを、どういうふうに進めていくようなお考えでしょうか。

〔町長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 行政として、県も、県内のそうした農業、林業、そうした分野において、これを推進していかなきゃいけないという役割があって、そのために、農業改良普及センターとか、そこに専門員を置いて、長年、そういう活動をして、地域地域における、いろいろな現在生産されているようなものも、そういう指導の中で、生産されているところもありますし、逆に指導してやったけども、うまくいかずに、それが、もう終了、終わってしまったと、うまくいかなかった例もたくさんあります。

やはり、行政というのは、事業を行っていく、そういう経験はありませんから、経営的な考え方というのは、非常に、なかなか、十分に果たせない、だから、そういうところを、

県に求めても、これは、やはり、期待しても無理なところが、私は、あろうかと思えます。

ただ、県の農業改良普及所、センターなんかの、その役割としては、例えば、今回でも、みそを生産する上においても、その分析とか、現在やっているのを、例えば、手作りで行っている部分を、かなり生産効率を上げていき、増産していくためには自動化もしなければいけない。機械化もしなければいけない。そうした時に、どう品質に影響があるとか、技術的な点について、やはり県も、そうしたのにもお願いして、そこらあたりの支援をいただくとか、それから、この事業においても、これは国、県のこうした事業に対する助成制度、そういうものをうまく活用しないと、町の一般財源だけで、何億もの財源を確保するという事は、非常にほかの事業にも影響してきますから、少しでも有利な、そして、多額の、できるだけ多くの助成をうけるために、じゃあ、どういうこの計画、内容、制度をうまく活用するかと、そういう指導を、やっぱり町の事業者というのは、町が一応事業主体となってやるわけですから、事業者の立場になって、県がしっかりと考えていただくと、そして、国なら国にも、ちゃんとつないでいただくと、そういう役割を、やっぱり県には果たしていただかなきゃいけない。それが、やっぱり、そうした県の農林振興事務所、また、農業改良普及所の、私たちが期待するところであり、役割ではないかというふうに思っております。

〔金谷君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 金谷議員。

9番（金谷英志君） 町長の言われたような、地域商社というような性格を持たせる。その体制ができていくかということもお聞きしたいんですけども、生産技術の向上や経営の安定化、加工品品質の向上や、先ほど、言いました流通販路の開拓、マーケティングなんかも必要ですから、こういうことが、地域商社としての性格を持った、こういう人員の体制は、この構想の中で、構想を実現していく上で、体制は取れていると、町長、お考えでしょうか。

〔町長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 体制を取れているかというふうに言われると、どういうふうに評価していくか、どこまでが、1つの目標で、どういう体制であれば全て満足できるかという、そのへんは、なかなか数字的には、しっかりと、今、出せるような状況ではないと、段階ではないと思えますし、やはり、どんな事業でもそうだと思うんですね。

ですから、やはり、そういう構想を持って、そういうことが必要な体制づくりにも、やっぱり順次努めておりますけれども、そうは言っても、そうした、なかなか、どこかからヘッドハンティングしてきて、そうしたできる、能力のある人を幾らでも採用できるということは、聞きませんし、やっぱり経営しながらですから、現在の元氣工場の、やはり何とか黒字が多く出なくても、そんなに大きな利益が出ていなくても、赤字経営にならないように、経営をしながら、そうした事業にも取り組むということなので、人間的な問題も、町の職員と、そうした分野で経験してきた職員なり、また、企画とか、そういうことで、いろいろと研究して考えてきた職員なんかも入れ、採用しておりますし、投入しておりますし、協力隊の隊員等、若い人たちを、元氣工房関係の事業の中で、一緒に協力していただ

いて、将来、そこの元気工場の経営にも携わっていただけるような、それから、農産物の生産等の指導的な役割にも果たしていただけるような、そうした人材も、それこそ、やっぱり時間が、ある程度かかりますけれど、そういう育成をしていくという、そういう取組も、一方では必要だというふうに思っております。

〔金谷君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 金谷議員。

9番（金谷英志君） 町長、構想を、よくできたというか、町長の、その構想に対するお考えを聞きました。それを実現するためにも、しっかりと、取り組んでいていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。

次は、脱炭素に町としてどう取り組むかということです。

国では、2050年カーボンニュートラルの実現とともに、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減する目標の実現に向けて、再生可能エネルギーの主電力化が求められるとしています。また、令和3年10月に改訂された地球温暖化対策計画では、地方団体は政府実行計画に基づき実施する取組に準じて、率先的な取組を実施することとされています。

そして、その推進に脱炭素先行地域に指定されている地方公共団体に交付される地域脱炭素移行・再エネ推進交付金や、公共施設等の適正管理の推進で、令和4年度から7年度までの4年間、脱炭素化事業を追加しています。

国の政策も踏まえ、本町では脱炭素にどう取り組むのか伺います。

副議長（小林裕和君） 庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、金谷議員からの2つ目のご質問であります国の施策も踏まえた、脱炭素に町としてどう取り組むのかという点について、お答えをさせていただきますと思います。

地球温暖化による気候変動というのは、地球に生きる全ての生き物、私たちも含めて、生存に関わる喫緊の課題であり、このことは、今、急に国が大きく、そうした目標を掲げたように見えますけども、かなり当然、以前から、そういう危機感もあり、例えば、行政としても、省エネとか資源再生化、そういうことにも、これまでに、ずっと取り組んできたところであります。

地球温暖化対策の最も大きな課題は、二酸化炭素を始めとする温室効果ガスの排出の抑制であり、世界各国がパリ協定などに基づき目標数値を定め、その取組を進めているところでございます。

我が国が目標とする「2050年カーボンニュートラル」、その達成のための総合的で野心的な目標として2030年度に温室効果ガスを2013年度と比べて46%削減を目標にし、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていくためには、徹底した省エネルギーや再生可能エネルギーの最大限の導入、公共部門や地域の脱炭素化など、あらゆる分野で脱炭素を軸として政策を推進していくことが求められているところでございます。

目標達成のためには、国、地方公共団体、事業者、国民一人一人がそれぞれに課された



役割を果たし、連携して取組を進めていく必要であります。

政府においては、金谷議員のご質問でございます地球温暖化対策計画を令和3年10月に閣議決定をし、国の目指す方向、地球温暖化ガスの削減目標、目標達成のための対策・施策として「国、地方公共団体、事業者及び国民の基本的役割」などを規定をしております。

さて、ご質問の国の施策も踏まえ、本町では脱炭素にどう取り組むかという点についてでございますが、まず、国の施策でございますが、環境省では、「脱炭素先行地域でのモデルづくり」、「再エネの最大限導入のための計画づくり」、「地方公共団体自身の公共施設等の脱炭素化への取組」等に対して、交付金、補助金事業の創設、地方財政措置を講じることで地域脱炭素化の取組を加速させようとしています。

特に、内閣官房長官を議長とする国・地方脱炭素実現会議では、令和3年6月9日に地域脱炭素ロードマップをとりまとめ、2030年度までに少なくとも100か所の脱炭素先行地域をつくり、重点的に対策を実行し、このモデルを全国に伝搬して、2050年を待たずに脱炭素を達成する「実行の脱炭素ドミノ」を起こすことを目指しております。

脱炭素先行地域の指定を受けることで、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金などの交付を受けて、複数年度にわたり継続的、包括的な支援を受けることができるものでございます。

この指定につきましては、最初の申請受付が去る2月21日に締め切られて、22日の会見で山口環境大臣から全国で102の自治体から79か所の応募があったことが発表され、5月頃に選定結果が出る予定となっております。

2030年度までに民生部門、これは、家庭部門及び業務その他部門の電力消費に伴うCO<sub>2</sub>、地球温室効果ガス排出の実質ゼロを実現することや、改正地球温暖化対策推進法に基づく実行計画を策定することなど、かなりハードルの高い選定要件がありまして、現時点で佐用町が要件を満たすことは困難であるというふうに思われるために、町として、最初に指定を受けるということは考えておりません。

公共施設等の適正管理の推進につきましては、脱炭素化の取組を計画的に実施できるよう公共施設等適正管理推進事業の対象事業に、新たに、脱炭素化事業を追加することで、対象事業は、地球温暖化対策計画において、地方団体が率先的に取り組むこととされている4つの地方単独事業となっております。

1つ目は、太陽光発電の導入。2つ目は建築物におけるネット・ゼロ・エネルギー・ビル、ZEB（ゼブ）というふうに言われておりますが、その実現。3つ目は省エネルギー改修の実施。4つ目はLED照明の導入でございます。

事業期間は、令和4年度から令和7年度まででございますが、これらの事業を実施した場合に、地方財政措置として公共施設等適正管理推進事業債の充当率90%、交付税措置率が財政力に応じて30から50%とされるものがございます。

佐用町では、これまでにも町有地を利用した小規模な太陽光発電施設に加えて、秀谷と申山で佐用・IDEC 有限責任事業組合によるメガソーラー施設を整備をし、特に申山では架台に主に県内産の木材を使用する一歩進んだ対策を、これまで進めてきてまいりました。

また、公共施設の省エネルギー化として照明のLED化。また、空調設備の高効率化。また、断熱性の高いサッシを用いた建物の断熱効果の向上などを図っております。

これらによりまして、町有施設の、例えば、電力消費量について見てみますと、2013年に973万5,000キロワットだったものが2020年におきましては814万7,000キロワットとなっております。削減率は16.3%というふうに計算できます。

LEDの導入につきましては、既に、本庁舎や文化情報センター、町内の防犯灯のLED化を終わっております。朝霧園の建設や三日月支所の大規模改修、また、小学校や保育

園等でも LED の改修も行っております。今後も、公共施設等の新築、改修時には原則として LED 照明を導入することとしておりますし、2030 年度までには、全施設の LED100% を目標としております。

一方で、温室効果ガス吸収源対策として森林吸収源対策も必要であります。そのために山林の町有林化も進めることで、森林の整備も推進していくことといたしております。

本町の場合、脱炭素化事業においても過疎債の活用が可能であるということも考慮しながら、公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の更新、大規模改修の実施に当たり、さらなる脱炭素化事業の実施を検討する必要があるというふうに考えております。

このほか、環境省においては、官民一体となった計画策定の支援等様々な事業をスタートさせておりますが、事業内容や規模が本町に適さないものも多くて、事業が始まったばかりで、その効果が見えてこないというのが現状であります。

脱炭素という課題に取り組むためには、何より町民や事業者の皆様のご理解と実践が必要不可欠でございます。

行政といたしましては、自らの取組はもちろんのこと、町民の皆様が日常生活の中で行える節電、節水やごみの削減・分別の徹底など、日頃できるところから脱炭素に取り組んでいただくために様々な機会を通じて効果的な啓発を進め、また、電気自動車への買換えや太陽光発電を中心とした再生可能エネルギーの導入などもお願いをするなど、脱炭素に向けた意識高揚を図るとともに、国・県の施策を活用しながら必要な支援策も講じてまいりたいというふうに考えております。

脱炭素化という課題につきましては、行政にとって、デジタル化と同様に、今後、国、地方公共団体が一体となって取り組む最重要課題であるというふうに認識をしており、佐用町においても、環境部門だけでの問題ではなく、行政全体、まちづくり全体の中で考える必要があることから、庁内横断の連携により、町のあらゆる施策の中で脱炭素の視点を中心に取り入れることが必要不可欠でもあります。各課の枠を越えた検討・推進が必要であるというふうに考えております。

今後、脱炭素先行地域の取組を参考にしながら、国、県の様々なメニューの中から佐用町に適した事業を導入して、2050 年カーボンニュートラルという国の目標達成に向けて、町としても取組を推進をしていかなければならないというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

副議長（小林裕和君）                      ここでお諮りします。

お昼が来ようとしておりますが、このまま一般質問を継続したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（小林裕和君）                      異議がありませんので、このまま一般質問を続行します。

〔金谷君 挙手〕

副議長（小林裕和君）                      金谷議員。

9 番（金谷英志君）                      地域脱炭素移行・再エネ推進交付金については、今、町長言われたように、申請するにはハードルが高いというふうなことですけど、1つお聞きしたいんで

す。その一番ハードルが高かったのは、何が交付金申請にネックになったんでしょうか。

〔町長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 中身が、実際、具体的にどういうものをやれば、非常にそれが、達成できる。計画になっていくかというところが、なかなか今現在、町の、佐用町として、十分になかなか理解ができないところもあります。

それで、やはり問題は、行政だけでやる部分については、計画できるんですけども、民間の事業者、個人、民間の事業者等のこの計画づくり、課題が中心に入れていかないかんわけです。このあたりが、佐用町内においては、そんなに大きな大企業があるわけではありませので、この目標値を達成できるような計画をつくるというのは、現段階においては、非常に難しいだろうというふうに、私は判断をしました。

〔金谷君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 金谷議員。

9番（金谷英志君） 町長言われるように、交付金については、一定地域で、民生部門の電力消費に伴うCO<sub>2</sub>排出実質ゼロを達成とかいうふうなことがあります。町としては、それこそ、町長言われたように、秀谷や申山で太陽光発電に取り組んで、町としては、そういう取組があります。それが民生部門に反映されないということでしょうね。はい、分かりました。

それから、この交付金とは別に、国のほうとしては、災害時の災害停電時に公共施設へエネルギー供給が可能な再生エネルギーや設備等の導入を支援しますと、こういうメニューもあるんですね。その時には、防災、減災に資する再生エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備、コジェネレーションシステムとか、そういうふうなんについて、例えば、庁舎や、公共施設ですから、学校の屋上とか、そういうところに太陽光設備をした場合には補助もあるというふうなこともあるんですけども、この点は、どういうふうにお考えでしょうか。

〔町長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） やはり、この大きな、このエネルギーの問題として、やはり再生可能エネルギー、化石燃料に頼らない、この時に、やはり特に、日本というのは、そんなに資源がありませんし、何が再生可能エネルギー、そうしたカーボンニュートラルにつながっていく、今のエネルギーを確保しながら、そのエネルギーの何に頼っていくかと。

これは、やはり一番、佐用町にとっても、今、可能性が高いのは太陽光なんですね。

やはり、風力とか地熱とか、地域によっては、そういうところで、取り組んで、その地域の特性、自然条件に合わせて、これは取り組んでいかなきゃならないんですけども、その中で、やはり太陽光というのは、ああしてパネルを設置しなきゃいけない。その活用、ところの土地として、そうした公共施設においても、屋上とか、利用ができるところ

を、どううまく活用していくかということと、それから、そのエネルギーというのは、太陽光というのは、非常に不安定なエネルギーになりますので、それを安定した電力として活用するためには、蓄電池のような、電力をしっかりと安定して貯めて、それを計画的に使っていくと、こういう技術というものが、現在、既に、出来上がってきておりますけども、まだまだ、これが高額であり、非常に費用対効果から見れば、それを幾らでもやっつけるといような状態でもない。

でも、これから、やっぱり国も、これを達成するためには、どうしても火力発電所とか、そういうものに頼らないということになってきたら、太陽光を活用するための、そうした技術的なものの進歩も踏まえて、財政的にも、かなり、いろんなメニューをつくって、町としても、それをうまく活用しながら取り組んでいける、それを取り組んでいくというよな、そういう状況に、これから、だんだんと加速していくと思うんです。

だから、それを、やっぱり町は、ちゃんと踏まえて、そうした利用できる、活用できる、活用エネルギーを地域の中で使えるようにしていくということが大事で、もともと、今、やっているような事業によって、売電をすとか、全体でというの、全体としてのエネルギーの再生エネルギーの活用につながっているんですけども、やっぱり、具体的にもっと、地域に密着した形に、今後なっていくだろうなということを、私も考えておりますので、そのへんは、国のこれからの政策、かなり次々と出てくると思いますので、そういうものを、しっかりと研究していきたいと思っております。

〔金谷君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 金谷議員。

9番（金谷英志君） 町長、蓄電池の開発、開発いうか、それが大きな課題だと思います。

この間も新聞のニュースで、自動車の蓄電池ですけど、中国、韓国に日本はシェアで負けておるといふようなことも、現状ありますから、その点でも国の施策を期待したいということでもありますけれども。

それから、もう1つ国の政策として、里山での持続可能な活動の支援ということが、新しい国のメニューとして、里山未来拠点形成支援事業というのが、少ないですけど、国の予算として3,600万円、来年度、令和4年度に上げられています。この里山の活用ということでも、こういうふうなメニューがありますから、この点は、急にあれですけど、国の事業として把握はしておられますでしょうか。

〔町長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 里山の何を活用するのか、里山の森林資源を活用するということであれば、既に、今でも、かなり取り組んでおりますし、一番近い、私たちの生活に近いところの山林、資源ですから、それは活用は逆にしやすい。また、その後の土地をどう活用していくのか。それが、また、太陽光とか、そういうものに、きちっと、計画的に、それを活用できるんだったら、それも1つの活用方法でしょうしね、国も、急に、政府として、2050年というのを、国際目標を取り入れて、打ち出したと、それに対して、環境省も何か、やっぱり、メニューをつくっていかなきゃいけないので、新たに、次々と、細かいメニューをつくってきているんですけども、私も、この環境省の担当している課長も、よ

く知っているんですけれども、かなり、まだまだ、これがこうだと、きちっと、説明したり、また、事業として、こういう事業をやれば、非常に効果的ですよとかという細かいところまでは、まだ、国自体も十分な説明ができないという状況ではないかなというふうに、私は、理解しておりますけれどもね。

〔金谷君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 金谷議員。

9番（金谷英志君） 引き続き、大げさに言えば、全地球的な温暖化の問題ですから、佐用としても取り組んでいただきたいと思います。

それから、次の質問に移ります。

三日月支所3階を健康増進に活用をということで、お伺いします。

三日月支所は、大規模改造工事を行い文化センターの機能も移行し、1階には健康増進機器を置いていますが、これは町民全体からしても三日月地域としても機種、台数とも規模が小さいものです。

改造後、かつて議会関係だった3階は書庫と物置、議場はそのまま空室となっています。ここを更衣室やシャワー室を備え、機器も拡充して町民多くが利用できる健康増進施設としてはどうか。伺います。

副議長（小林裕和君） 庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、3点目の三日月支所の3階の健康増進への活用ということについてのご質問にお答えさせていただきます。

この関係につきましては、たびたび金谷議員から質問も提言もいただいているところですけれども、まず、最初に、やっと前年度の事業として、最終的には今年度、文化センターも旧のを撤去して、三日月地域の拠点としての支所機能、また、交遊施設、健康施設、こういうものが、とりあえず事業として完了しました。

そして、出来上がったばかりなので、それに続いて、次々と、こうしたらと言われても、ほかのところも、まだまだ、事業はやっていかなきゃいけない課題が控えております。

そういう点も踏まえて、ご理解をいただきたいんですけれども、ご質問ですので、それに対して、できるだけの答弁をさせていただきます。

今回の三日月支所の大規模改造工事では、そうして、新たに、1階に、トレーニングルームというものも設置をして、4階にも多目的室、いろいろなスポーツや、また、健康づくりなんかにも活用できる部屋も設置しております。

トレーニングルームには、ランニングとウォーキング型機器を2台、自転車型機器を一般向けに2台と、高齢者向けを2台、計6台を新規に導入して設置をいたしております。いずれも健康づくりや基礎体力アップを目的としており、誰でもが安全で安心して使用できる機器を選定をいたしたところであります。

ご質問で町民全体からしても三日月地域としても機種、台数とも規模が小さいというご指摘ですが、本年2月末現在での令和3年度延べ利用者数を見ますと、415人となっており、1日当たり最高7人、平均して1.7人の利用実績となっております。昨年4月の開設以降、施設の紹介や利用の促進をPRしてきており、三日月地域以外の佐用・上月・

南光地域の方にも、度々利用をいただいております。

しかしながら、緊急事態宣言などコロナウイルス感染拡大防止措置に伴う利用者の減少も考慮いたしましても、平均すると、まだまだ、利用については、これから、もっと利用していただかなければ、もったいないなというような状況でございます。

なお、利用者や住民の方からは機種や台数の追加の要望などは、当然、特に、今のところは聞いておりません。

また、当初から健康づくりを目的としておりますので、いわゆる筋トレの機器などの設置はいたしておりません。過去の金谷議員のご質問時にもお答えをさせていただいたところではありますが、播磨科学公園都市をはじめに、近郊に専門のトレーニングジムもございますので、本格的なトレーニングを希望される方は、そちらをご活用をいただけたらというふうに考えております。

次に、3階に更衣室やシャワー室を備え、機器も拡充して町民多くが利用できる健康増進施設としてはどうかということではありますが、先ほど、申し上げましたが、当初から健康づくりを目的としておりますので、その目的に応じた機種・台数を設置すべく設計の段階から配置を計画をいたしてしております。

1階の交流広場という町民の方が気楽に活用できる場所。また、支所事務所からも目が届く場所として、万一の事故等にも即座に対応できるように配置をいたしてしております。

仮に、今、3階にトレーニング室を設置し、機器の種類や台数を増やすとすれば、専任の管理職員を3階にも常勤させる必要もございます。また、料金も現在のように無料というわけにもいかないかもしれません。

ご承知のとおり、3階につきましては、当初から役場重要書類の保管スペースとして設計しており、改修は床・壁・天井など必要最小限の工事で、今現在は行っております。

なお、トイレや水道の設備は、全て、これは撤去を既にいたしてしております。よって、更衣室やシャワー室を設置して整備するとなると、新たに、トイレや水回りの設備、さらには冷暖房設備の設置など、多額の改修工事費が、当然、必要となってまいります。

大規模改修が完了したばかりの三日月支所に、さらに、このような多額の費用を掛けて再度改修することは、費用対効果の面からも、今すぐできることではないということは、ご理解をお願いしたいと思います。

3階は、今後も現在のとおり書庫機能として活用をしていくのが、私は、望ましいというふうに考えております。

三日月支所は、支所機能に地域交流センター機能を付加した複合施設として、今後も長期的な視点で活用を推進してまいりたいと思います。

健康増進に特化した施設ではございませんので、その点は、ご理解を、よろしく願いいたします。

ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

[金谷君 挙手]

副議長（小林裕和君） 金谷議員。

9番（金谷英志君） この問題については、私、町長、言われたように、再三取り上げてきました。

一番最初は、志文にあった、けんこうの里三日月が閉鎖されるということで、その2階にあった健康機器の活用ということで、取り上げました。

これまでの、町長の答弁、ちょっと振り返りますと、平成29年にも聞いているんですけ

ど、健康づくりの施設の設置場所として、三日月支所は、会社帰りにも寄りやすいし、エレベーターやトイレもあり、スペースもある。健康増進の中心施設としてはどうかという、私の質問に、町長は、ただ、1か所でいいのか。既存の体育館など、地区ごとにぐらいい整備できるか。これも検討課題だというふうに答弁されています。

それから、次に、健康施設の設置については、これは平成30年の一般質問ですけれども、町長の答弁は、医療費や介護費を削減していくためにも、健康寿命を延ばすというのが課題であり、健康づくりを進めていく上で、施設も必要だと考えるというふうな答弁でした。

それから、三日月支所については、文化センターの機能と一体にし、健康増進施設については、この中で考えるというふうな答弁。直近の、それを受けて、今回の改修に至ったということですが、町長は、拠点としては、考えていないが、運動機能の向上、健康づくりに資する計画にしたい。こういうふうに答えられています。

その結果が、あの、私は規模も少ないと思うんですけども。

それから、3階を書庫としてというのは、本当にもったいないと思います。書庫とするのであれば、議場を、私、書庫にして、棚を2階建てぐらいの棚をつくって、軽い棚をつくって、ですから、議場は窓がありませんから、鍵もかかりますしということは、議場をむしろ書庫にして、健康施設として活用しないまでも、3階の元の議会があった委員会室やとか、事務局があったところについては、私は、書庫にするには、もったいないというふうに、改修したてで、そういうことを言うのはどうかと、町長言われますけれども、その改修の時に、そういうことも、私は、こういうふうに指摘しておるわけですから、そういうふうな、今、書庫としてもったいないというふうに、その点については、町長、いかがですか。

〔町長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 施設そのものの、それが、小規模であり、また、不足しているかどうか、そういう点については、現在、そうしたものを設置して、先ほども利用を見させていただいても、なかなか、三日月へ、そこ1か所へ皆さんが、町内全体から通われるのも、なかなか通えないという点もあろうかと思っておりますけれども、まだまだ、利用が非常に少ない。

ですから、もっと、利用をしていただいた実績の中で、どちらが先というわけではないんですけども、一旦は、こうして設置しましたので、今度は、利用をしていただく状況、利用者を増やして、その状況から、もっと、こういうものがほしいとか、そういう状況が、新たな要望が生まれてくれば、場所的には、今、金谷議員が言われる3階スペースも、そうしたものに、また、転用していくということは、今回の改修も一緒ですから、改修でも、そういうことをしてきましたので、できないことではないと思います。

それから、もったいないと言われますけれども、やっぱり書庫というのも、これも新たに作るのではなくて、どこかには、やはり町としての行政上の、いろんな書類、保管しなければならぬもの、これはありますので、それを、きちっと整理をして、保管していくというのは、これは重要なことなので、それが今、三日月支所の建物の中で、当初から計画をしてきたと。

議場も、当然、使えます。それは、物置的に、どうしても床が真っ平ではないので、議場としての、あの状態で、きちっとした書架を並べてということは、非常に難しい。そうい

う制約もあるんですけれども、それは、ほかにもっと、有効な活用方法があれば、それは、それで、また、その場所も、当然、改修を、今後していくという可能性はないことはないと思いますけれども、今のところは、そうして、先ほど、申しましたように、事業として、一旦、これで多額の費用をかけて、時間、3年間かけて、取り組んで、地域の人たちにも、いろいろと説明をさせていただきながらやってきた事業が終わったわけですから、もうしばらく、まず、その目的に沿って利用していただくように、ひとつ、よろしくお願ひしたいと思います。

〔金谷君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 金谷議員。

9番（金谷英志君） 利用者が少ないのは、どっちが先かということもあるんですけれども、6台で少ないと、もっと、そろえたら。

それと、開設時間が、役場が開いている時間ですから、なかなか会社帰りに寄って走ったり、自転車こいだりというようなことは、なかなか時間的にも難しいというのも、私、利用者が少ない一因だと思います。

それから、議場については、段々があるから、改造しにくいって、書庫で、棚つくるんですしたら、段々でも、私、それできると思うんですね。

そういうことを、申し上げて、質問終わります。

副議長（小林裕和君） 金谷英志議員の発言は終わりました。

お諮りします。ここで昼食等のため休憩を取りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（小林裕和君） 異議なしと認めますので、ただ今から休憩を取り、再開は午後1時30分とします。

午後00時16分 休憩

午後01時30分 再開

副議長（小林裕和君） 休憩を解き、会議を再開します。

傍聴者におかれましては、傍聴中に守るべき事項を遵守いただき、静粛に傍聴いただきますようお願いいたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

6番、廣利一志議員の発言を許可しますが、廣利一志議員より資料配付の依頼があり、許可しておりますので、報告しておきます。廣利一志議員。

〔6番 廣利一志君 登壇〕

6番（廣利一志君） 6番議席、廣利でございます。

佐用ゴルフ場の大規模太陽光発電施設の危険な盛土への対応は。

過去の一般質問でも、何度か取り上げさせていただき、地元の住民の皆様も近年増えている記録的な大雨による全国各地での大きな被害を見聞きする中、不安な思いでおられま



す。

平成 28 年、29 年頃より、県の指導のもと川筋を土砂が覆っているため、その対応工事が期限を大きく超えて一応終わっています。しかしながら、地元自治会も納得される抜本的な工事のめどは立っていません。

問題はそのことにとどまらず、当時から倍以上に大規模太陽光発電施設が拡大設置され、森林法に違反する形でさらに拡大させようとしています。今までの危険な箇所の抜本的な安全対策が取られないまま、危険な箇所が増えて、不安に思われる住民の方々、関係する自治会が増えることが予測されます。

町長の現状認識と対策について、見解をお聞きしたいと思います。

町長の施政方針の第一番目には、「町民の安全・安心」を上げておられます。「県の条例があるから、それに対応する」とか、「太陽光発電はこれ以上増えない」、そんな姿勢がこんな危険な盛土となっているとの理解はないですか。地元の住民の皆さんが業者、県、自治会と一緒に立ち会いで危険な箇所、盛土についての説明を求め、対策を明示するような場を要求される際、町長はどのような姿勢で臨まれますか、町長の見解をお聞かせください。

再質問は、所定の席からさせていただきます。

副議長（小林裕和君） はい、庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、廣利議員からの大規模太陽光発電施設の危険な盛土への対応ということについてのご質問にお答えさせていただきます。

資料として、現在、既に設置をされております佐用ゴルフ場と、また、経営的に同じであろうかと思えますけれども、そのゴルフ場以外での太陽光発電所の施設ということであり、このゴルフ場の旧コース等につきましては、当然、開発許可も全て得られているところに設置をされておりますので、特に、そうした法的な問題はないかとは思いますが、同じ林地内での新たな太陽光発電の設置工事について、以前から、いろいろと県のほうも、指導されて、そうした災害に対する対応について、業者のほうも、ある程度、そうした是正措置というのは行われてきたというふうに認識はさせていただいておりますけれども、町としての現在での、改めて考え方ということについて、お答えをさせていただきます。

まず、太陽光発電そのものにつきましては、昨今、取り上げられております、SDGs、持続可能な開発目標において、2015 年 9 月の国連サミットにて採択をされ、記載された 2030 年までに持続可能で、よりよい世界をめざす 17 のゴール目標が設定をされており、その 1 つの取組といたしまして、地球温暖化ガスを排出しない、再生可能エネルギーとして、改めて、その太陽光発電というのが注目をされており、限りある資源や自然環境を次世代に残していくための有効な 1 つの手段ではあるかとは思いますが。

しかしながら、そのような取組を行うための施設建設などにつきましては、開発行為が伴う場合が多くあり、災害の未然防止や住環境の保全などを目的とした、各種法律や条例など、様々な規制により、許可や届出が必要でございます。

そのような中、兵庫県では、平成 30 年 10 月に、5,000 平米以上の大規模な太陽光発電施設について、施設建設に伴い、景観または眺望の阻害、また、住環境の悪化、土地の形質変更に伴う防災機能の低下や、設置計画の近隣への説明不足等によるトラブルが問題となっていることから、施設等の設置及び管理に関する必要な事項を定め、良好な環境及び安全な県民生活を確保するため、「太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例」が制定をされて、届出が義務づけされております。

そのほかにも、開発の場所が森林の場合につきましては、その面積が1ヘクタールを超える場合には森林法による林地開発の許可も必要となります。

また、それ以外にも、町内全域ではありませんが、指定をされた地区におきまして、造成が伴う場合は宅地造成の許可など、その計画内容によって必要な手続きが発生をしております。

今回、ご質問の開発地につきましては、当該太陽光発電施設の設置工事が、平成22年から28年に開始をされており、県の太陽光条例の施行前であることから、事業計画等の届出の対象とはなっておりませんが、開発面積が1ヘクタール以上であるため、森林法の許可が必要となります。

この森林法による林地開発に関しては、現地での施工状況や今後の対策などについて、県の光都農林振興事務所から、必要な、現場での対策工事や書類の提出など、事業者へ指導を、現在、行っているというふうには聞いております。

次に、そのような危険な箇所、盛土について、住民や関係者から、説明を求められた際に町長はどのような姿勢で挑むのかということについてでございますが、兵庫県が制定をしている「太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例」や「同施行規則」、「運用マニュアル」等において景観保護及び防災対策などについて、指導、助言を行うことができるということとなっております。

また、開発行為の計画内容の審査につきましても、県の専門知識を持った関係課により、計画内容や現地を確認して、必要な場合は、当然、指導も行い、是正勧告も行われております。

このようなことから、今後も、そうした県の指導、監督部署において、当然、しっかりと、その責任と役割を果たしていただくことは、もちろんでありますが、町といたしましても、そうした県との、そういう関係部署との連携を密にして、町民の安全・安心のために取り組んでまいらなければならないというふうに思っております。

以上で、ご質問に対する、この場での答弁とさせていただきます。

〔廣利君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 廣利議員。

6番（廣利一志君） 私、平成29年6月議会で、この問題、一般質問をさせていただきました。その時、先ほど、町長の話に出ました県の条例、下限が5,000平米で、私は、町独自で1,000平米と、実際に、そういう形でされている市町がありますので、そういう形も必要ではないかという話の中で、答弁の中で、町長答弁は、「ますます広がって、たくさんの方が設置されるようであれば、また、非常に問題を起こす状況が生まれる、懸念されるのであれば、そういうことも、まあ、下限を減らすと、下げると、考えなければならない」と。「既に、もう21円という買取り価格になります。以前の半分です。買取り価格も非常に安くなりました。そうした大きな物が設置されるかどうか、私は疑問です」というふうに、平成29年6月の時には述べられたんですけども、認識としては、そういう認識で、今もおられるということでしょうか。

〔町長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵逄典章君） 国が、当時進めました太陽光発電を推進していくための発電電力の買取り制度につきましては、既にもう、どんどんと価格が安くなって、以前に、そうした許可、申請を行ってきたものが大部分で、今後、新たな、そうした事業を行っても、そんな大きな利益が上がるというような状況になくなったことは、確かなんだと思います。

ただ、やはり当初、冒頭申し上げましたように、これから、再生可能エネルギーというものの中で、やはり太陽光が価格が幾らとか、買取りが幾らという問題だけではなくて、この地球温暖化対策にとって、これからも当然、太陽光というのは、非常に重要な再生可能エネルギーとして、改めて捉え直していかなければならない、そういう状況になってきたと、私も改めて認識はいたしております。

ただ、1,000平米とか、県は、今、5,000平米の大規模なという事業に対しての指導、届出の義務、そういうものが課せられておりますけれども、少なくとも、こうした指導について、規制について、上位条例という、県の条例とか、そういうものがあれば、当然、それが、どんな法律、条例においても、上位条例として、まず、そこで、しっかりと規制していくというのが、行政の1つの進め方でも、当然あろうかと思えます。

小規模なものについては、それほど、こういう大きな問題には、当然、なり得ないところも、ならない部分も多いかと思えますので、これから非常に太陽光後、国も推進していく中で、山林を伐採して太陽光をしていくこと自体、一方では森林の吸収源としてのCO<sub>2</sub>の吸収源としての山林を破壊していくということにもなりますので、そういう観点からも含めて、これからは、十分考えて規制すべきは規制していかなければならないなというふうに、現在は、思っております。

〔廣利君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 廣利議員。

6番（廣利一志君） 資料で、配らせていただきました写真ですけども、これ、ちょっと説明を加えますと、下の写真が平成29年です。上の写真が、現在の佐用ゴルフの別荘地に広がっている太陽光の状況です。

ちょっと、位置関係が分かりにくいんですけども、下の写真の大きく3か所パネルが設置してありますけども、上の写真で言う、下の3か所、ちょうど真ん中の3か所が、この平成29年当時のパネル設置場所ということになります。

ですから、造成は倍以上に広がっているということと、それから、位置関係、もう一度言いますと、下の写真の一番下に道路があります。パネルの側に。右から、佐用インター、上がってきたところが一番最初の右側のパネルです。で、左側へ行くと、温泉施設とか、佐用ゴルフ行かれた方は御存じかと思えます。温泉施設とかテニスコートがあるところで

す。

下の写真の上のほうに、右側ちょっと池が見えるかも分かりません。これ佐用坂のところにある池、下にちょっと蛇行していますけど、国道179号線が走っているところです。ちょっと、そういう位置関係。

下の写真の一番左のほうに池が見えますけど、これが市尾池と。重近の上流にある市尾池という池です。

で、現在の状況は、そういう状況に広がっているんですけども、私、平成29年6月の時にも質問したんですけども、今、工事は止まっているんですね。中には、住民の方は、いやそうではない。されているという方もあるんですけども、なぜ、これが今、工事が止まっているのかということについて、町職員も県と立会いとかされていますので、状況に

ついて、どんなふうに、今、理解されていますでしょうか。

〔町長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 後ほど、担当のほうからも説明させていただきたいと思いますが、そうした開発について、特に、去年の熱海のあした大規模な災害、その後、県としても、そうした盛土等、開発されているところについての点検というのが行われました。その中で、やっぱり点検した結果、是正したり対策をしなければ、必要があるというふうなところについて、町にも連絡が、当然、報告があって、町としても、そうした場所について、県の担当者と一緒に、町内の土地ですから、これは監督権とか指導については、県のそうした部署で行うわけですけれども、当然、町としても把握をしておかなきゃいけないということで、担当者も一緒に、そこに立会いをして状況把握し、また、県から、そうした対策を行うべき指導については、こういう指導をしているということでの報告を、私も受けておりますので、担当課、林地開発であれば、農林振興課。また、防災の（聴取不能）であれば、砂防とかそういうことになれば、建設課になるんですけれども。担当課のほうで、何か、答えることあったら教えてください。

〔農林振興課長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 松阪農林振興課長。

農林振興課長（松阪鉄矢君） すみません。

当時の平成 29 年度のお話になりますけれども、当初、「川の水というか、開発のほうが大分膨れ上がっているね」という話の中で、「見ましょう」ということで、県と農林振興課の担当の者と、それから、地元の方と、ということで、これは下徳久の自治会の方から現場立会いの依頼があったということで行かせていただいたと。

そういった中で、県の森林のほうになるんですけれども、当初、宅地造成等規制に基づく造成であるというような説明の中で、また、それは、姫路土木事務所のまちづくり課が担当しているというふうな話もしながら、そういった中で、この話し合いの中では、「流入については、土砂撤去などをして、地元と調整の上、復旧します」というような回答を業者さんからいただいたと。

そういった中で、「定期的にも、集落にも説明してほしい」というような要請がありまして、県と開発業者の中で約束されたと。

それで、県のほうも、この開発が、要は、ゴルフ場じゃなくって、住宅のほうにつきましては、要は、宅地造成であるというふうな見解がされたようです。

太陽光のところについては、林地開発であるという中で、1 町を超えている分につきましては、先ほども言いましたように、許可の案分になってきますので、そういったことで、実は、その許可が、まだ未提出だというふうな中で、県のほうは工事を中止させたということをお伺いしております。以上でございます。

〔廣利君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 廣利議員。

6番（廣利一志君） 工事が、なぜ止まっているのかというところをお聞きしたんですけども、結局、平成29年5月を期限として、具体的に言いますと、太田井橋を北に上がっていったところに、最初に駐在所があります。その脇に流れているのが、釜須川という川が流れています。

それから、もう1つ下の筋、川筋があります。

7か所だったかと思えますけれども、土砂が川筋を塞いでしまったりしている。あるいは、市尾池に泥水が流れるというようなことで、対策工事をしなさいと。それが、平成29年5月までにしなさいと。

ところが、期限を超えても完成しておりませんでした。

現時点はどうかと言うと、応急対策が、取りあえず済んだと。だから、応急対策なんです。

恒久的な工事がされないし、計画書が出ない。ですから、今、計画が止まって、工事は止めているというふうに聞いています。

問題は、これ、写真でご覧いただいたら、ちょっと、分かりにくいところがありますけれども、旧佐用町側と旧南光町側に分かれています。

佐用の上町の自治会の皆さんからお話があったりしたのは、赤茶けた水が佐用坂を流れてくると、大雨が降った時にいう話がありました。それは、平成26年に調整池ができて、少し影響が少なくなったという話がありますけれども、実は、問題は、旧南光町側の対策が取られていないということなんですね。

先ほどの応急対策の工事が取られているのが、旧南光町側で恒久的な工事がされていないと。そのところについて、認識、佐用町側の認識は、もしかしたらあるかも分かりませんが、重近の皆さんの要望書も、平成28年頃に、確か出たはずですが、そのことが、対策が取られないまま、あるいは、調査がされないままになっているのではないかなというふうに思うんです。いかがでしょう。

〔町長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） そうした事業者としても、本当に、いわゆる届出なしに拡大して、違法な工事を行っているという、そうした林地開発、特に、法律的において、県からの是正、指導もあって、今、抜本的ではなかったとしても、対応として、応急対策、土砂の流出を防ぐ応急対策工事なんかも、期限が遅れたということはあるかと思えますけれども、業者として、事業者として、行われていると。そして、それに対して、まだ、抜本的な計画、林地開発の届出と、改めて、行っていかなきゃいけない。それが、提出が、まだ、されていないという中で、事業者も工事はストップしていると。ということは、何も、そこは認識されていないんじゃないし、指導もしていないんじゃないし、そういう指導の下に、現在の状況の中で、とりあえず、県もさらに引き続いて指導をしていくというふうに聞いておりますので、そのことが、先ほど、質問にもあった、なぜ、工事が止まっているかということは、そういう指導の下に止まっているんだというふうに、私は、当然、そういう理解をしているわけですけども。

〔廣利君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 廣利議員。

6番（廣利一志君） 確かに、今、止まっているんですけども、これは、この平成29年当時からずっと、平成28年、平成29年当時から言っていて、やっと、今、止まっているんですけども、しかし、その間に、写真でありますように、場合によって、これ3倍近く造成しているところは広がっていると。その間にです。

それは、工事を止めていなかったわけです。

現在、こんな状況までなってしまうている。

私も、先週、近くの山から地元の自治会の皆さんと一緒に上がって、現場を見ました。もう本当に息をのむというか、この盛土というか、切土というか、40メートルを超すぐらいなのがずっとあるというふうな状況です。

ですから、確かに、今、止まっているということなんですけども、この止まるまでに、こんなことになってしまったということについて、もっと、取るべき方法とか、要望書を見ても、真剣に見て、答えていくというふうなところが必要だったのではないかなというふうに思いますけど、いかがでしょう。

〔農林振興課長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 松阪農林振興課長。

農林振興課長（松阪鉄矢君） 林地開発の関係なんですけども、要は、平成30年頃には、既に、そういった「無届けである」ということが分かったということでございますけれども、あくまでも、県のほうが、そういう形で指導も入っております。

そういった中で、要は、1町を超える林地開発につきましては、町としましては、伐採届も不要というような形の中では、当然それは、町としても認識せなあかんところはあったのかもございませぬけれども、あくまでも、やっぱり県のほうが、この時点で入っているというふうなことで認識しておりましたので、工事のほうは進んでいったのかなというふうに思っております。以上です。

〔廣利君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 廣利議員。

6番（廣利一志君） 多分、テレビを通じて、重近の皆さんも大きな関心がありますので、見ておられると思いますけれども、本当に、今の気持ちを言うなら、本当に、答弁を聞いて、ちょっと力になったとかいうことではなくて、ちょっと無力感みたいなものをお感じになってしまっているのではないかなと。

で、危険なのは、要するに、平成29年からずっと、工事をしていたわけなんですけども、また、いつ工事を再開するか分からないと。

で、地元の重近の皆さん、下徳久の方を中心にですけども、定期的にとというか、開発の状況を、本当に丹念に、皆さんが調べておられまして、全部、記録に残しておられます。

ですから、我々は、やっぱり、その皆さんの思いに、しっかり応えていかないと、いつの間にか2倍になった、3倍になったと、これ元に戻すことが難しいです。

それで、危険なのは、5か所ぐらいの川筋が埋められてしまっている。そのことについても、地元の自治会長さんが言われるには、その工事をしようと思うと、もう重機は入ら

ない。すぐ側までパネルが設置している関係で、今の場合は難しいというような話もあったりします。

ですから、旧佐用町側は、調整池ができました、できています。

今度は、その下徳久側の釜須川、あるいは市尾池を中心にしたところの応急的な対策工事が、何とか皆さんの思いである恒久的な工事と、実際に、大雨が降った時に、釜須川はあふれて、県道が、あのあたりは池のようになります。それが、年々ひどくなると。

その状況も克明に写真等で全部残しておられます。

そんなことも含めて、自治会長さんから、要望書が出ていたと思います。

だから、そのことについての、やっぱり繰り返しになりますけども、答えが、きちんとした対応が、県が所管だからということじゃなくて、災害は、やっぱり、現地の自治体が真剣に考えないといけない。

そのことは、自治会の皆さんが、住民の皆さんが、真剣に、そのことを要望書に書いて出されたはずです。

再度、その下徳久側、重近側の調査と、改めて、やっぱり、そのことについて、しっかり見ていただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょう。

〔町長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） そうした地域からの現状について、訴えがあり、それに対して、当然、所管がどこであろうが、町としては、それは、その所管と連携を取って、対策に当たる。これは、行政としては、当然の責務であろうと思います。

そのへんが、まず、この開発が、旧佐用町側、特に、その当時、上町、あの佐用坂から、赤い、雨のたびに、流れて出てくると、そういう状況を踏まえた中で、事業者においても、今、調整池、砂防、これを設置をするというふうに、私も報告を受けて、当時から、そのこの工事をされていると。だから、そういう面で、全体としての、私も対策なり、そういう取組はされているだろうというふうに、そのへんは、現段階になって、そちら側が、全く手をつけてなかったということ。対策が遅れているという点については、これは行政として、町としても十分、反省をしなければならないと思いますけど、当然、今後、今、県もそうした中で、必要な是正について指導をし、計画書の提出も求めているという中で、そうした県とも、十分、状況について連携といいますか、町としても、それを確認をして、当然、そうした住民の皆さんが、少なくとも安心していただけるような状況にしていかなきゃいけないわけですから、そういうことについては、当然、担当課としても、私としても、担当課に、しっかりと、そうした取組するように指示をさせていただきます。

〔廣利君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 廣利議員。

6番（廣利一志君） ぜひ、それは、できるだけ早急に、その調査をお願いしたいと思います。

町長も、ちょっと、触れられましたけども、昨年の7月3日、熱海での盛土崩落と、26名の方が亡くなられ、1名の方が現在も行方不明です。

このことを受けまして、国の指示で、「危険な盛土に対する調査」が行われたというふ

うに聞いております。

で、この現場にも、町職員のほうが、伺ったと。調査に行ったというふうに聞いているんですけども、それは、事実、そのような事実でよろしいのでしょうか。

あるいは、どこを見て来たというふうなことについて、もし、行かれたのであれば、教えてください。

〔農林振興課長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 松阪農林振興課長。

農林振興課長（松阪鉄矢君） 農林振興課としましては、その調査につきましては、立会ったというふうなことは行っておりません。以上でございます。

〔廣利君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 廣利議員。

6番（廣利一志君） その、農林振興課に聞いているのではないんです。

事前に、建設課や農林振興課に、私、聞きましたから、何回も聞きましたから、「行っていない」と、ですけども、県の職員は、町の職員が見に来たよと。この指示を受けてというふうに聞いているんですね。

で、見たのは、旧佐用町側しか見ていないと。それは、事実なんでしょうか。

〔建設課長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 重崎建設課長。

建設課長（重崎勇人君） 先ほど、農林振興課長がお答えしましたが、事前に建設課と農林振興課と関係課に確認をしましたら、今、言われる場所が、ちょっと、はっきり分かりませんが、そういった現場に行ったということは確認は取れておりません。以上です。

〔廣利君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 廣利議員。

6番（廣利一志君） そのことは、私も先週末に建設課長と農林振興の課長に2度、3度確認しましたので、農林振興課と建設課が行っていないということは、そうなのでしょう。

しかし、県の職員は、限定されているんです。熱海の事故を受けて、危険な盛土についての調査を国から県に指示があり、町の職員も立会ったかどうか分かりません。単独でなのかも分かりませんが、行ったというふうに、私は、県の職員から聞いているんです。

だから、農林振興課でなくて、建設課じゃなくて、ほかのどこかの担当課があるのか、ないのか知りませんが、行っていないということなら、仕方ありません。

〔町長 挙手〕



副議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 今、廣利議員は、町の職員と一緒に立会ったのかというふうに、問いがありましたから、それは、建設課も農林振興課も、担当と言えば、そういうところが担当しているわけです。

ですから、それはしていませんと。

ただ、後になって、今、立会ったかどうかは知らないけれども、当然、これは、国から県に対しまして、そうした調査をするようにという指示があつて、私も、議会でも、この点についての質問があつたと思うんですけども、町内で、どういう箇所が点検がされて、どういう状況であつたかという時に、盛土等についての、そうした対策が必要だと、「箇所は1か所ありました」ということは、これは県から報告を受けて聞いているのであつて、だから、県は、独自に、そういうところを、ずっと調査をしたということは間違いないんです。

だから、そこで、県と一緒に、町の職員、「町として一緒に調査をしてくれ」というような依頼は、私は、受けておりませんし、担当者のほうも、そういう形での立会いは「しておりません」と言っているわけですから、県の職員が、いや町の職員は来たんだとか、一緒にしたんだと、はっきり言われるのであれば、その方に、確認をしていただいたらいいんですけども、それは、それで、町の職員も、そういう答弁しているなら、虚偽の答弁をしているわけではないというふうに、私は、思っております。

〔廣利君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 廣利議員。

6番（廣利一志君） 私が「立会った」、要するに、「県の職員と一緒に立会った」、私が、そういう形で言ったものですから、立会ったということはないと。

しかし、指示で、単独で行ったことはあるということでしょうか。

これ以上、確認を取らないといけない。

私も、質問する以上、何度か、そのことは確認をして、聞いているわけですけども、町職員が立会ったかどうかは、ちょっと別にしまして、現場を見た。熱海の崩落事故以降です。

しかし、それが、先ほども言いましたように、旧佐用町側しか見ていないと。

今、応急対策の工事しか取られていない下徳久側、重近側は見ていないんですよ。

これは、「行っていない」ということですから、そのことを、今、ちょっと、質問してもあれなんですけども。

〔町長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 県の職員が、そういうところを「見ていない」というんじゃないんでしょう。

町が、例えば、「県の職員は、町の職員も立会った」と廣利議員言われるのを聞けばですわね。

でも、町の職員は、そちら側は、旧南光町側は見ていないというふうに、県の職員が言うのも、また、おかしな話で、一緒に立会ったのであれば、県の職員も一緒に立会っているはずなので、私も、この現場は、今言われるように、最初の旧、佐用坂から上のほうの上流側、そこが設置をされた当時、上町のほうにも赤い水が出てきたりというふうな時に、見に、私も現場を見た時はあります。その時は、ここまでの開発はされていなかったことは確かです。

その時に、「盛土」と言っても、これは熱海のように、よそから、土を、その谷に持って来て埋めた盛土ではありません。「切盛り」といって、ある程度造成をしてならすために、高いところの土を切って、それを低いところに、押して、そこに平たい土地をつくっていくという造成工事なんですけれども、その時に、そういうひび割れがあったり、これは危険な状況になると。ですから、ちゃんと、それが、もし崩壊しても、下流に直接、そうした被害が及ばないように、砂防堰堤のようなものをつくらないと駄目だということを、話をさせていただいて、そうした対策として、佐用坂の谷のところに、砂防の堰堤が築かれたというふうに、私は記憶をしております。

ですから、その後、今回の熱海の時に、もし、そちらのほうを、佐用のほうだけを見てと言って、佐用のほうは、ある程度古いですし、そういう堰堤もされていますから、当然、そこで是正をされたり、今、県も言うておられるように、さらに対策が必要だということで、指導されているというのは、当然、場所から言っても、旧南光町側のほうの地域、その部分の工事だというふうに、理解をしますから、そのもし、うちの職員が行っておれば、そちらだけ見て、そちらを見なかったとかというようなことは、当然、もし行っておれば、あり得ない話ですし、また、町の職員としては、県と一緒に立会いをしたというような事実はないというふうに思っておりますけども。

〔廣利君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 廣利議員。

6番（廣利一志君） このことについては、私も、申し訳ありません。確認をして、質問をしているんですけども、再度、確認をしたい。

また、改めて、この点については、質問させていただきたいと思います。

先ほど、町長が言われたように、要望書に基づくというか、下徳久側、重近側の応急対策工事の状況について、至急、担当課に指示も出していただき、どういう状況になっていると、あるいは、住民の皆さんへの聞き取りも、それこそ、本当に平成28年当時からのものが、記録がいろいろありますので、そのあたりも参考にさせていただければなというふうに思います。

もう1つは、この問題は、町職員が下徳久側を見ていないというふうなことで、話をしていた。そのところが、話が、ちょっと、県の職員と立会ってというのはないということなので、改めて、確認をさせていただきます。

問題は、県の条例がありますけれども、町の条例を、独自の条例を、要するに、県の条例を補完すると言ったらおかしいんですけども、私は、やっぱり必要なのではないかと。

近隣の市町も独自の条例を設けていると、この太陽光の危険な林地開発とか、盛土のことを含めてですけども、そのことについては、町長、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 届けをする基準、それが1,000平米にするのか、県は5,000平米ですから、1,000平米以上だとか、500平米以上だとか、そういう基準で届けについての条例をつくることは、そんなに難しいことではないわけですね。

ただ、その問題としては、届出を受けた中で、その施設が安全であるとか、いろんな対策において、不備が、問題を起ささないとか、これを審査なのか、技術的な指導をしなければいけないわけです。ですから、そのために、森林法、そして宅地造成法、宅地規制法、基準ですね、こういうところが、これは、なかなか町がそうした条例をつくったとしても、少なくとも、そういう技術基準をしっかりと町が、例えば、特別に設けて、それを守らせる、指導していくというようなことは、これは町行政として、なかなか小さい町が、そんな技術者もおりませんし、これはやはり、そのための県に指導課があり、それぞれの資格を持った、また、技術を持った職員を設置しながら対応しているわけなので、私は、その、一番条例をつくっても、そんなに本当に有効かどうかと、そのとこが、一番問題だというふうに思っておりますし、これは、やはり、当然、県に任せっぱなしというんじゃないなくて、今、言われるように、こういう問題も、県に対して、町としても、どういうふうな状況になっているとか、お互いに、県に対して確認をするような、そういう手順というの、取組も、やっぱり必要だということは、反省をしますけども、独自に条例をつくったから、それで安心だとか、また、それが有効にしっかりとできるというものではないということは、ご理解いただきたいと思います。

〔廣利君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 廣利議員。

6番（廣利一志君） 2点目の質問に変わります。

この太陽光の問題については、また、明日も一般質問で取り上げられますので、多分、そのあたりも切り込んでいただければなというふうに思います。

2つ目ですけども、江川小学校跡の契約なしの使用の2法人のその後とは。

12月の議会一般質問で取り上げました2つの法人は、町と業者の契約を結ばず、町長の承諾のもと使用していたことが判明しております。

事前に、町企画防災課と事前協議があったとの答弁はありましたが、いつ、誰が、どんな内容を説明したり、述べたかの詳細な内容は記録もなく、現時点でも判然としません。

頻繁に役場庁舎内で親しく協議がされたのでしょうか、最終的に2つの法人が、現在、使用の法人との関連もあり、事業の発展に寄与するとの判断がどのようにされたのかが分からないままです。

町長は、今回の件について、改めて町民の皆様、議会に対して見解をお示しください。

副議長（小林裕和君） 庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、廣利議員からの2点目のご質問でございます、江川小学校跡地に事務所を置く一般社団法人に関するご質問にお答えをさせていただきます。

この件に関しましては、12月議会でご答弁させていただいたとおり、江川小学校跡地を利活用されている株式会社T&Tから、「一般社団法人ドローン減災士協会」と「一般社団法人ドローン赤外線調査普及協会」を立ち上げ、さらなる事業展開を図っていききたいとの事前協議があり、本町といたしましても同意をさせていただいたものでございます。

事前協議といえば非常にかしこまったように聞こえますが、その面談内容を担当者にも確認をしたところ、廣利議員にも既にお渡しをさせていただいておる、要点をまとめた概要資料と法人の定款を持参されて説明を受け、担当としては、「ドローンスクールの事業拡大や地域の発展・雇用の促進、そういった町が期待している事柄にも沿うものであり、これからの将来に向けて非常に期待できる内容であると認識した」との報告を受けております。

また、この2法人の役員には大学教授等も名を連ねておられますが、ともに株式会社T&Tの方も役員に就任をされるとともに、ドローンスクールとは別に事務所を構えたり、個別の机の設置や電話を引くというようなこともなく、あくまで一体的に事業の推進が行われているものでございます。

なお、12月議会において担当課長が答弁したとおり、事前相談に来庁された日付については、当方では記録がなく不明であります。廣利議員から依頼がありましたので、担当者がドローンスクールに問い合わせましたところ、「詳細な日程については不明ですが、事前相談の際に提出した未完成の定款の状態から推察しますと、おそらく令和2年の9月頃と思われる」とのこと、このことについても、既に議員の求めに応じて、書面にて回答をしているとおりでございます。

また、頻繁に役場庁舎内で親しく協議がされたと、何かよこしまなやりとりがあったような質問に感じておりますが、12月議会において担当課長が答弁しているとおり、このことに限った相談は1回であったというふうに聞いております。また、担当課長の答弁の中で、確かに「様々な事務連絡でお越しになられ、面会の回数も多々ございます」と言っておりますが、これは、通常の事務連絡等のことであり、このことについては、江川小学校跡地に限らず、他の学校等跡地利活用事業者も同様に、様々な事務連絡やご相談を日頃から行っております。このことについても、先般、議員からのご質問に答える形で、文書にて回答をしたとおりでございます。

また、2つの法人が、事業の展開に寄与するとの判断がどのようにされたのかということでございますが、いずれの協会もドローンを使って、新たに様々な事業を展開することで、業界の中での確固たる地位を確立し、事業のさらなる展開に寄与するとともに、企業の社会貢献にもつなげていきたいという、そういう思いで設立されたものというふうに考えております。

本町といたしましても、先端技術であるドローンのさらなる利活用による地域の振興、並びに、学校跡地を利活用している事業者の発展、また、将来に向けた事業拡大による雇用の創出を期待する観点から、何か問題があるどころか、ぜひ、こうした事業の展開について、今後、頑張ってくださいというふうに感じているところでございます。

なお、12月議会でも担当課長が言及いたしました。学校等跡地を利活用している他の事業者の場合においても、同様の相談事例もございます。

例えば、幕山小学校跡地の「やまのいえ幕山」については、喫茶・食堂の運営やお弁当の製造など、「住民が集える場」という形でご利用いただいておりますが、過去には、獣害対策にもつながるので、他の事業者が鹿肉を加工してペットフードを製造したいという相談もございました。実際に、実現には至っておりませんが、町としては、そうした地域での、いろいろな新しい活動についても、地域の活性化、また、町において、新たな事業が展開をしていただけることは、当然、最初から、そういうことを目的として、事業を行

っていただいておりますので、これも同意を行ったものでございます。

また、ビジネスプランコンテストに応募した方の中でも、単独で学校等跡地を利活用するには、ランニングコストの負担が過大であるので、どこか間借りができないか。できるところがないかという相談も受けましたので、現在の利活用事業者にも相談した上で、現地を案内中の事例もでございます。

今後、こういった利活用を希望される事業者等がございましたら、利活用の提案内容をお聞かせいただき、そもそもの利活用目的との整合性や地域への影響度、町が利活用事業者に期待している雇用の促進や地域の振興を図る目的との整合、既に利活用している事業者の意向と相乗効果などを総合的に判断をして、問題がないと考えられる場合には、当然、同意を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔廣利君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 廣利議員。

6番（廣利一志君） しつこくなんですけども、繰り返しになりますけど、その事前協議が、今の答弁でもありましたように、いろんな資料等から、令和2年9月頃だということなんですけれども、これは、やっぱり一般には、それは記録に残さないんですか。

〔町長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） いろいろな条例上、法的な相談とか、そういう指導等については、当然、記録、いろいろと、私にも、そうした相談をしたと、こういう指導をしたというような報告は、通常上がってきます。

ただ、今回の江川小学校の、この活用状況からすると、まず、T&T、ドローンスクール、学校がある。それを、当然、今後、ドローンの技術というのを、習得していただいた、また、そういうことが展開をしていく中で、これを、さらにドローンを活用した事業、こういうことへつながっていくことは、これは当然の、当然といえますか、それが一番、事業として望ましい形です。

ただ、ドローン学校で学んだだけで、何も後使えないというのでは、また、それが広がっていきません。

ですから、ドローン、これを防災に使う。

それから、赤外線等の機材を積んで、搭載して、そうした建物や土木の施設なんかの調査等にも使える。そういうことを、さらに深めて、取り組んでいくことが、また、ドローンの操縦等を、学校に入って、操縦を習う、そういう技術を習得する人たちを増やしていくことにもなる。私は、一体的な事業であろうかと思っておりますので、担当者においても、多分、そういう取組であれば、何もこちらから、新たな契約をし直すとか、そういう問題ではないという判断をしたのも、これは私は、理解をしているところです。

それから、私にも、その後、パンフレットができてから、ドローンスクールのほうから、こういうことで、事業を展開しますということは、報告を1回受けました。それが9月頃だったのか、10月頃だったのか、完全な、きちっとしたパンフレットができておりましたから、その後だったとは思いますが、でも、私も、それは、すばらしいなど。これは、

そういう、県の各機関、例えば、県森連もそうですし、土地改良事務所なんかもそうですし、そこそこの県の機関なんかも、ここの佐用町のドローンスクールというのを注目して、それから、今度は、消防の西はりま消防もドローンを導入します。西はりま消防も、その隊員を、ここで研修をさせる、そういうことにも、今、来年度、事業としても取り組まれます。

そういう展開が図られておりますから、何ら問題にするべき問題ではないというふうに思っております。

〔廣利君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 廣利議員。

6番（廣利一志君） 先発企業と関連がある。

普通、学校跡地を使う場合、正式提案があったと、我々は、その報告を受けたりします。

それで、今回は、その正式提案ではない、関連があるからという、まあ言ってみれば、ちょっと、恣意的な判断があって、より発展型な形なんだという判断をされたんだと思いますけれども、要するに、正式提案と、その関連があるという、その恣意的な判断、そこが、やっぱり線引きが難しいから、逆に、別法人なんだから、正式提案というのが、本来、あってしかるべきかなというふうに思うんですけど。もう一度すみません。

〔企画防災課長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 江見企画防災課長。

企画防災課長（江見秀樹君） 失礼いたします。

この学校等、保育園も含めてですけれども、の跡地の貸付け契約ですが、これについては、一応、主に、こちらのほうから貸しているところ、今回の江川小学校跡地で言いますと、株式会社T&Tになりますが、こことは町有財産の無償貸付け契約というのを結んでございます。

で、その貸付け契約の中で、「事前に承諾を得た場合でなければ、貸付け物件にかかる使用权を転貸することはできない」というようなふうに謳ってございます。

ここで、こちらのほうも、前回の議会でも、申し上げましたが、書面による承諾をということ、こちら、相手方も失念をしておりましたので、この点については、大変申し訳なかったということは、お伝えはしたところです。

で、この学校等の跡地ですけれども、一旦、貸したものを、そういう関係のあるところですか、あるいは、事業者同士で合意ができたところが、どう言うんでしょう、双方に利益があるような形で、共同で利用していただく、それによって、雇用が生まれたり、地域が振興するというのは、こちらのほうにしましても、何もデメリットがあることではないので、この無償貸付け契約で、そういった条項を設けているところでございます。

なので、その転貸する場合については、何ら問題がない場合には、改めて、プロポーザルをしたりとか、そういったことは、これまでも行っておりませんし、これからも、そのようには考えていないところでございます。以上です。

〔廣利君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 廣利議員。

6 番（廣利一志君） そもそもは、ほかの住民の皆さんが、「空いている教室を使いたい」というところから出た問題なんですね。

ですから、今、課長が話されたんですけども、基本的には、やっぱり、「別法人であるなら、正式提案」というふうな形を取るのが普通ではないかなというふうに思いますので、答弁、もうよろしいですから、指摘だけ、ちょっとさせていただいて、質問を終わります。

副議長（小林裕和君） 廣利一志議員の発言は終わりました。  
続いて、4 番、千種和英議員の発言を許可します。

〔4 番 千種和英君 登壇〕

4 番（千種和英君） 議席番号 4 番、千種和英です。

今日は、県政改革方針計画の佐用町への影響はという質問をさせていただきます。

令和 3 年 7 月に実施された兵庫県知事選挙において、斎藤元彦知事体制の新たな県政になり半年が経過をいたしました。

その体制での最初の予算編成、令和 4 年度当初予算において、行財政運営方針実施計画が策定され発表をされました。その大胆な事業見直しについては、新聞、テレビ等においても、その内容が何度も報じられております。

12 月 24 日に開催されました市町向け説明会において、町長も町村会会長として緊急要望書で「十分な説明のないまま、唐突に行われた」とし、市町の財政負担が増える内容は十分な協議を求め、また、実施時期に配慮するよう注文をした。と報じられております。この改革方針において本町にどのような影響が考えられるのでしょうか。

一例としましては、地域再生大作戦においては県モデル事業の廃止とあります。大幅な予算削減が示されております。佐用町が推進している地域づくり協議会の振返り、『さようみんな活（みんなの地域づくり協議会活力向上プロジェクト）』においても、県の地域再生アドバイザーの皆さんに高い頻度で地域に入っただけでおります。

先月、2 月 11 日に開催されました「さようみんな活フォーラム 2022」の発表においても、これまでの地域づくり協議会での活動の成果と課題を再確認、みんなで共有し、今後の方向性を示したとの発表がされました。

今後の活動実施においても支援の継続が必要だと感じました。

県の支援がなくなった場合、また、削減された場合の取組みはどうなるのでしょうか。

また、ほかの事業見直しについても影響があるのでしょうか。あるとすれば、佐用町としては、どのような対応をするのでしょうか。町長の見解を伺います。

再質問につきましては、議員席のほうからさせていただきます。

副議長（小林裕和君） はい、庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、千種議員からの県政改革方針計画の佐用町への影響ということについて、ご質問にお答えをさせていただきます。

まず、県政改革方針計画の策定の経過と概要につきまして、お答えをさせていただきます。

兵庫県の財政状況につきましては、阪神・淡路大震災関連などの県債残高が依然高い水準にあり、加えて、新型コロナウイルス感染症の影響による消費の低迷や企業業績の悪化、社会保障関係費の増加などによって、令和4年度から9年度にかけて総額330億円の収支不足額が生じることが見込まれるなど、一段と厳しさを増しているというふうに判断をされております。

また、県では、行財政の運営に関する条例に基づき、3年ごとをめぐりに行財政運営方針の見直しを行うとされており、令和3年度は、行財政運営方針の策定から3年目にあたります。

そこで、行財政運営方針に掲げる各分野での取組を検証した上で、このたび、持続可能な行財政基盤の保持に向け、必要な見直しが行われたということでもあります。

計画策定の経過といたしましては、令和3年度に入り、県が行財政運営方針の各分野の取組の進捗状況の点検結果や整理した課題を踏まえた上で、昨年12月16日に行財政運営方針の見直し・一次案としてとりまとめられ、各市町に対して、初めて具体的な内容が示されたところでございます。

一次案につきましては、見直し事業が43事業に及び、ひょうご地域創生交付金や地域再生大作戦、また、老人クラブ活動強化推進事業など本町が現在活用している事業を数多く含んでおり、こうした事業の大幅見直しや廃止は、町の財政負担だけでなく、町民の皆様にも大きな負担となる内容でもあり、さらには、これまで築いてきた県と市町の協調関係を損なうことにつながる内容でもございました。

そこで、千種議員のご質問にもありましたように、12月24日に開催されました市町向けの説明会におきまして、県内の首長とともに本案に異議を唱え、各市町との合意形成、また、丁寧な説明を求めるとともに、私も町村会長としても緊急の要望書を提出をし、再度見直しを強く要望いたしましたところでございます。

こうした中、県は本年1月に修正案を示し、2月に最終案をとりまとめ、パブリック・コメントを実施した上で、現在、会期中の県議会にて最終案が可決をされる見込みということになっております。

最終案につきましては、県が一次案から大幅に譲歩した内容でもあり、具体的な一例といたしましては、国の地方創生推進交付金の県版交付金として地方創生の各事業に充当をしております、「ひょうご地域創生交付金」につきましては、一次案では、令和4年度で事業廃止でございましたが、最終案では、令和4年度、経過措置として実施をし、新たな事業を検討すると。また、令和5年度、事業廃止、新たな事業を創設というふうに、大幅に修正がされました。

次に、事業の見直しにおける本町への影響につきまして、お答えをさせていただきます。

先ほど申し上げましたとおり、事業の見直しは43事業にわたり、本町に影響のない事業も含まれておりますので、主な事業についてのみ、お答えをさせていただきます。

まず、一例として挙げておられます地域再生大作戦においては、小規模集落等の維持・活性化に向けて、集落や地域の自主的な取組を支援するための補助制度で、平成20年度に開始をされて以降、本町においても、希望される小規模集落や地域等において活用をされた実績があります。

中でも、令和元年度からの地域づくり協議会振り返りの取組における各地域での協議においては、アドバイザー派遣事業を活用させていただき、高い専門スキルを有する地域再生アドバイザーの派遣を受けて、取組をサポートいただくなど、地域づくり活動にとって非常に重要で有益な制度となっております。

しかしながら、従前においても県民局ごとの予算枠設定などにより、希望する派遣を受けられないケースもあったことから、本町としては、ひょうご地域創生交付金も財源とし



て活用させていただいて、この取組を行ってきたところでございます。

先般、県政改革方針案の発表を受けて、地域再生大作戦に関する担当者説明会が開催されたところでございますが、来年度は、モデル事業として実施してきた事業の新規採択を中止する一方で、暫定的な措置として、これまで細分化されていたメニューを大括りにし、様々な活動に自由に活用できる総合的な支援メニューの創設を行うとともに、アドバイザー派遣事業など、ニーズと重要性の高い制度については、拡充する方向性が示されたところであります。

また、令和5年度からの抜本的な見直しに向けては、仮称ではございますが、多自然地域振興施策検討会を立ち上げ、各市町も交えて方向性を検討することが説明をされたところでございます。

縮小する地域に対応し、持続可能な地域づくりを進めていくために、過疎地域の実態に即した有益な新制度となるよう、県とともに検討をしていくほか、ご指摘のありました、みん活の取組につきましても、せっかくの取組が滞ってしまうことがないように、様々な補助制度等も活用しながら、引き続き変わらない支援をしてまいりたいというふうに考えております。

次に、ひょうご地域創生交付金は、令和4年度に限り、経過措置として従来の子算規模が半減となり、影響額は令和4年度が半減で875万円、廃止されれば、令和5年度以降はゼロということになるわけでありまして。ただし、県では、多自然地域の支援など市町の施策ニーズを踏まえた新たな事業創設を検討する予定であり、町といたしましては、こうした新たな事業を活用したり、国の地域創生推進交付金を引き続き活用したりしてまいりたいというふうに考えております。

最後に、老人クラブ活動強化推進事業につきましても、単位クラブ当たりの補助額が月額4,000円から3,500円に減額変更をされることとなります。令和4年度は現行どおりで、各市町と協議を踏まえた上で、令和5年度から見直す予定でございます。

見直しが実施された場合、令和5年度からは、22万2,000円の減額となりますが、老人クラブの活動は、新型コロナウイルス感染拡大によって活動自粛も余儀なくされ、ワクチン接種の実施など感染拡大防止策によって、ようやく活動が再開され始めたところであり、町といたしましては、県の動向を踏まえながら、令和4年度に高年クラブとも協議をし、適切な対応を検討してまいります。

以上で、千種議員からのご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔千種君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 千種議員。

4番（千種和英君） この3月議会では、令和4年度の佐用町の予算の審査も行いました。その中で、今回、この県のほうの財源がなくなったからということで、今まで継続されていた事業が、特に大きな目玉事業がなくなったり、大きく削減されたというのは、なかったんで、何とか、こういった改革がされる中で、しっかりと継続されるのかなというふうに思って、安心はしておりました。

この中、先ほど、町長が言われました43事業の中、いろんな分野がございます。全ての分野、これ1個1個どうなるんですかと聞いていきますと、聞く担当課も多くなりますので、個別には全ては聞きませんが、財源という問題もございまして、あとこの改革で、事務作業等々も財源が減らされたのと同時に、仕事の内容的にも、この佐用町に言うか、各市町に負担がかかるのではないかとというような心配があるんですけれども、この

へんは、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 県行政においても、知事が、ああして昨年、新しい、齋藤知事に代わられて、当然、齋藤知事としても、知事のいろいろな県政に対してお考えも、当然ありますし、それを、いろんな事業、予算面にも、これから打ち出されてくるというのは、私たちも、それは、ある意味では理解もし、当然だと思います。

ただ、その内容が、兵庫県という、非常に多様な地域を抱えた県の中で、特に、長年、県行政として、どこの県内、どこで生活し、住んでいても、やはり同じ県民として、それぞれ、生活が維持されて、地域が何とか生活ができるという、そういう、そのことに対して、様々な、これまで施策というものが展開をされてきたと。当然、それは、必要であるから、そういうことが、特に、農林業とか、その他、地域の交通関係とか、どんどんと条件不利地において、余計にそのへんが各市町も、そういう中山間地の市町も非常に努力をし、それを県政としても一緒に支えていただいて取り組んできたということがあるわけで、当然、新しく知事が就任されても、そのことに、何ら、その状況としては変わるわけじゃないので、それは、やはり、新しい齋藤知事にも、強く、そのへんは、要望をし、お伝えをしているところです。

ですから、今回の打ち出された改革というのは、内容的には 43 事業というようなことでありまして、町が直接関係ない事業もいっぱいあるんですけども、それほど、多くの多額の予算を伴うというものでもないし、さらに、今回、そういった要望、見直しを、要望書を提出した中で、また、いろいろとお話させていただいた中で、県も急激な改革については、やはりもう一度、これを一旦止まって、しっかりと 4 年度、内容を、もっと精査しながら、次のスクラップだけではなくて、ビルド、新しい施策も取り入れた形での改革。改革というのは、当然、そういうふうにあるべきでありますから、そういうふうにするというお答えをいただいておりますので、今後、どういうふうに、その考え方が打ち出されてくるのか、そのことが、私ども、一番、注目をして、これから、県にも、しっかりと、県の方向性を見ていきたいというふうに考えております。

私は、今回は、知事が代わられて、最初の時だったので、中身的には、そんなに大きな、これが改革の柱かというようには思っておりません。当然、その事業そのものにおいては、いろいろと影響のある、また、今後、県行政が、逆に市町に、それを移管していくとか、行政のあり方そのもの、進め方そのものに対しての、また、改革というようなものが打ち出されてくるのではないかなというような予想もするんですけども、今回の内容は、そんなに大きな、予算上、町としても、財政上、問題のそれほど大きく取り上げるということでもないんですけども、私は、これからだと。県が抱えている、いろいろな事業の中で、特に、例えば、この科学公園都市なんかの、今後等についても、相当、県財政にも、大きな実際には影響を与えているわけです。だから、そういう地域の今後について、どういうふうに、県が、これから、今までのような形での県が主体的になって取り組んでいただけるのか。そうじゃなくって、地域に、それを移管をしていこうというような方向、そういう大きな問題が、今後には、予想をされるわけです。

そういう点について、十分にこれから、注目をしながら、それに対して必要なことは、当然、県に対して、いろんな形で、要望なり、要請をしていきたい。そういうふうに思っております。

〔千種君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 千種議員。

4番（千種和英君） この改革案が出た、1次の時には、僕自身も、いろいろと驚きました。それが、やはり、この佐用町という条件不利地、こういったところで、ひょっとしたら、地方が切り捨てられるんだらうかというような思いだったんですけども、庵途町長もそうですし、周辺の市町の首長さんと一緒に、きっちりと、県のほうに、そのご意見を届けていただいて、最終的な案という形になりますと、先ほど、町長が言われたように、まあまあ、これぐらいで落ち着いたのかなというふうに、僕自身も認識させていただきました。

あと、佐用町、庵途町長の下で、行財政運営、安定した町政運営をされていますので、先ほど言われましたように、これで、町の財政が非常に圧迫されるということはないんですが、小さいところで、町民の方々から、今まで活用してきたことが、これなくなるんだらうかという心配が多々出ております。

ちょっと、スケールが小さくなるんですけども、こういった形に対して、今後、どうなるんだらうというのが、担当課から聞かせていただければ、ちょっと、聞かせていただきたいんですけども。

今回、43あるという事業なんですけれども、大きく分けて、3つの種類の事業の性格があるのかなと思っています。

まず、県の独自事業でされている部分ですよね。ふれあいの祭典事業であったり、神戸マラソンとか、県が運営をして県民が参加をするというふうな形ですね、これについては、廃止ということなんですけれども、ふれあいの祭典等々につきましては、全県、また、各県民局単位で運営をされていました。僕自身も、その運営にも参画をさせていただいたり、佐用町内のまちづくりに関わっている団体さん、また、農業者、商業者の方々も出店、参加をされて、情報収集であったり、PRという形でされていたんですけども、これに関しては、完全に廃止ということになっております。

これ、今、ここで、どうするんですかというつもりはないんですけども、そういった性格の事業は廃止になっております。

また、先ほど、地域再生大作戦で言いましたように、県事業ではありますが、各市町と協調、連携をして、町が運営をしていきながら継続してきた事業、これにつきましては、先ほど、町長のほうから答弁でありましたように、4年度は据え置き、また、5年度以降も、これの代替案を考えるし、佐用町としても、それは続けてほしいということを要望はされるというような答弁でありました。

あと、県の事業で、直接町民の方々が利用されていた事業というのものもあるんですよ。小さいんですけども、県民交流バスとかいう事業もございます。これに関しましても、佐用町内で、まちづくりに、私も関わっております。各種団体が活用されておりました。昔から言いますと、保育園の保護者会の研修活動に使わせていただいたり、小学校のPTAも、こういった補助、額的には2万5,000円として、あまり大きくはないんですけども、そういった運営をするのには、非常に、活用させていただいたり、また、地域づくり協議会や自治会が県内各地の研修に行く場合にも、こういった形で便利に活用されておりました。

こういったところも削減、また、廃止というような話になっておるんですけども、このへんの小さな事業なんですけれども、この経過、今後とかというのは、どのように伝

わっているのでしょうか。

〔企画防災課長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 江見企画防災課長。

企画防災課長（江見秀樹君） 失礼いたします。

県民交流バスにつきましては、市町のほうの窓口というのは、特にはございません。御存じだと思いますけれども、県が直接窓口になって実施をされておられるものでございます。

当初は、全て、令和4年度で廃止というように伺ってございました。

実は、なぜ、私が、窓口がないので答えているかと言いますと、各市町から、町村会を通じて要望を出させていただく時に、佐用町にとって、特に窓口はないんですけれども、直接、やはり住民の方に影響することですので、要望のほうを出させていただきました。

と言いますのも、この県のほうが行財政改革ということで、この事業について、一定、見直しをするということは、100%理解できないわけではないんですけれども、果たして、この新型コロナウイルス禍によって、非常にバス旅行が低迷していた。また、あるいは、地域住民のふれあいの機会というのでも減少していたはずです。

これから、コロナが過ぎ去って、改善していく中で、今、このタイミングで、この事業を見直さないといけないのかと、今じゃないんじゃないですかというような要望は出させていただいております。

佐用町の要望が効いたわけではないでしょうけれども、一応、令和4年度については、激変緩和措置として、台数を現行規模の半分に縮減ということに、経過措置は取られているというようなことですが、残念ながら、令和5年度には廃止して、別の事業で、同じような目的の代替事業、これはバス借り上げではないんですけれども、そういったことで、見直すというようなことになっておるようでございます。以上です。

〔千種君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 千種議員。

4番（千種和英君） すみません。

次々と、小さなことになってくるんですけれども、出会いサポートセンターの事業ですね、これも県のほうでは、廃止という形になっておったんですけども、佐用町も、やはり少子高齢化ということで、いろんな取組の中で、やっぱり出会いサポート、また、それを運営しながらお見合いパーティー、また、結婚に至ったという成果も上げてございます。

これ、今までの、すみません、これ認識不足なんですけども、佐用町が運営している出会いサポートと、今回、廃止されるのは、県のセンターを廃止ということなんですけども、このへんの、それこそ、情報共有、また、ノウハウ共有というのが、今まであったのか。

また、これで、県のサポートセンターが廃止になることによって、財源だけじゃなしに、そういった部分で佐用町には影響があるのかどうかということをお教えいただきたいんですけれども。

〔企画防災課長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 江見企画防災課長。

企画防災課長（江見秀樹君） はい、お答えします。

この県の出会いサポートセンター事業との関連ですけれども、佐用町も独自で婚活支援事業行っておりますが、直接的に会員情報を共有したりということは、やはり、個人の方が登録している個人情報関係で、そういったやり取りはしていません。

ただ、佐用町が実施する、そういう出会いを演出するための事業ですとか、あるいは逆に、県が実施をされる事業なんかを、お互いの会員に情報提供をして、参加者を広く募ると、こういったことが、これまでの連携の主なものであったように、思っております。以上です。

〔千種君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 千種議員。

4番（千種和英君） はい、すみません。

今回の質問が、先ほども言いましたように、また、細かいことになるんですけれども、これも地域の方から、今日、質問があったんですけれども、防犯カメラの設置についてですよね。これ、地域づくり協議会の中で、それこそ、先ほど言いましたアドバイザーの方が入られて、防犯カメラの設置に関しても、県の補助が減額になりますよ等々のお話があって、これも、今日、聞かれたんですけれども、このへんの、今後の意向であったり、また、防犯カメラの設置については、補助があるけれども、最近出てき始めた、今度、故障したら、当初、最初につけた頃のカメラ等につきましては、やはり故障等も出てこようかと思っておりますけれども、そのへんの対応というのは、県の意向は、どのような形でされているんでしょうか。

〔企画防災課長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 江見企画防災課長。

企画防災課長（江見秀樹君） はい、お答えいたします。

防犯カメラの設置補助事業でございますけれども、令和3年度までの、この補助のスキームを申し上げますと、自治会とか、地域づくり協議会、そういった地域団体が設置する場合に、県のほうが補助をするというものでございます。

県が最大で8万円。県の補助を受けた場合には、町のほうも、最大で4万円を支援して、合計で最大12万円が設置に対して、支援をされるというものでございますが、今回、県政改革方針の中には、記載はされておきませんが、同じような形で、来年度、令和4年度から防犯カメラの補助事業を見直すということで、通知が来しました。

当初は、受付自体も市町でやってもらう。それから、補助金も減額するということでしたけれども、最終的には、補助金の減額という形で、今のところは伺っております。

県のほうが、最大8万円だったところを、最大で6万円に、県が減額をするというように、2万円減るといったような形になります。

この情報、当初予算、ぎりぎりのところで情報が入りましたので、佐用町のほうとしましては、今回、上程させていただいております当初予算案には、地域の団体の皆さんの負担が変わらないように、町の補助が、これまで4万円だったところを、6万円にして、最

大で12万円になるように、予算のほうは、積算をさせていただいておりますので、当初予算、認めていただけましたら、来年度以降も変わらない。設置者にとっては、変わらないような形で、実施をしたいなというふうに思っております。

先ほど、おっしゃいました更新の関係ですけれども、この制度が始まって、それなりの時間が経過をしてまいりました。当然、機械ものでございますので、耐用年数といいますか、時間たてば壊れます。一概にそうとも言えませんが、早くついているところほど、どう言うんでしょう、重要度が高いといいますか、そういった傾向も、一般的にはございます。

当然、地域のほうが、設置することによって、利益も享受するわけですけれども、ただ、実際に、このカメラの映像を利用されているのは、兵庫県警が、やっぱり一番利用をされているわけでございます。

そういったこともあって、現在、更新については、補助がないんですけれども、これについても、補助額の減額を元に戻してほしいというような要望と合わせて、更新についても、補助を拡充してほしいという要望は上げて、これからも上げていきたいんですけれども、現在のところは、よい回答は得られていないというのが現状でございます。以上です。

〔千種君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 千種議員。

4番（千種和英君） 先ほど、住民の方から、聞きましたので、防犯カメラの件を、ちょっと、質問させていただいたんですけれども、先ほど、課長の答弁の中に、この改革案の中に入っていないという答弁がありました。ひょっとすると、入っていないけれども、今後、住民の方々に負担がかかってくるような、県の制度の変更というのものもあるのかなと、ちょっと、心配になったんですけれども、そういった中で、冒頭の町長の答弁の中にありました、地域再生大作戦でアドバイザー派遣というの、当然、県の中の決められた回数以外のものも、町単独でしていただいたという話も、答弁もございました。

また、先ほどの防犯カメラにつきましても、県のほうの補助額は減るようなんですけれども、その分には、町民、また、自治会負担の大きくなるようにということで、町のほうの財源で補填をしていただいて、現行の状態ですでにいただけるというような話がございました。

やっぱり、額は小さいんですけれども、地域の方々、直接、ご自身であったり、また、地域のお金、会計のほうから支出するということ、また、先ほど、答弁の中でありました、高年クラブ、老人会への補助等々が減るという形になりましても、なかなか、やはり住まれている住民の方々からすると、大きな問題になってこようかと思えます。

先ほどの防犯カメラとおなじなんですけれども、そういった額は少ないんですけれども、何とか県の制度が変わっても、佐用町のほうが、財源ですでにいただける。先ほど、ちょっと、褒めさせていただきましたけれども、町長の今までの安定した財政運営をしている中で、そういったところで、町民負担が増えないように、まずは、県のほうに要望していただく。その中で、県の要望が通らない、そこの部分に関しましては、また、佐用町のほうで、ご負担をいただけるように、こちらのほうとしては、お願いしたいんですけれども、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

副議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 今後、県が、どのような、そうした見直しを行っていくか、分からないところもあるんですけども、特に、県民、私とこから言えば町民の皆さんに、直接、いろんな活動において必要な、そうした財源について、今、課長も申しましたように、特に今後、この何年間かは、コロナからの、今のような自粛で何もできない。旅行もできない。会合もできない。こういうところから、もう一度、再生していかなきゃいけない。そういう時期に、県が、こんな改革案を出してくるといのは、「あんた、何考えているんだ」と、私も大分、担当者にも、今、県政の新しい推進室の室長にも、直接、申しました。ちょっと、県も、こういうことまで踏み込んだのは、まずかったなというふうな感じも持っていると思うんですけどもね。

ただ、県の財政状況も、かなり井戸県政の中で改善をされて、1つの危機的なところは脱出したということになっているんですけども、やはり、まだまだ、震災の影響も残っていることも確かですし、当然、これからの将来を見ても、お互いですけども、県に全て、何でも要望、要求していいのかと。できないと。それは、自分の町にも振り返ってみても、そういうところは、理解をするところは、理解もしていかなきゃいけない。

そういう中で、行政というの、県民にとって、そして、特に、そして、佐用町の町民において、必要な事業として考える時には、当然、ほかの事業を見直したりしながら、財源を確保しながら、必要なことには、また、それは、町独自にも手当てをしていくという、これはもう、これまでも考えて取り組んできたところですし、当然、国や県がやっていただけるところは、しっかりとお願いをしていく。それに対して、町としても、独自にも、一緒に、より活動がしやすいように、また、活発な、そうした事業ができるように、やっていくというの、私は、町行政としても、当然だと思っております。

今後、しっかりと、県の行政改革、令和4年度には、市町との、いろいろな協議も経て、意見交換をしながら考えたいというふうに、知事も答弁言われておりますので、そのことに期待をして、令和4年度、次の5年度に向けての、そうした改革については、十分、町としても取り組んでまいりたいと、対応をしていきたいというふうに思っております。

〔千種君 挙手〕

副議長（小林裕和君） 千種議員。

4番（千種和英君） 昨日の新聞報道でも播磨道の開通後にも、知事と懇談をされたというふうに出ておりました。

先ほど、町長のほうが、力強く言われましたように、やはり、当然、県のほうにも、県の事情がありましようけれども、町民である以上、また、兵庫県民でもあるんですけども、そのへん、何とか、上手に兵庫県のほうにも財政負担もしていただけるように、今後、強く要望をしていただき、また、せっかく佐用町民の方々が、何とか、この町で生き生きと生きていこうとされている、その意識をそぐわないように、町政運営していただくよう、私のほうから、町長に要望いたしまして、この質問を終わらせていただきます。

副議長（小林裕和君） 千種和英議員の発言は終わりました。

お諮りします。あと2名の方の質問が残っておりますが、これで本日の日程は終了したいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（小林裕和君） 異議なしと認めますので、これにて本日の日程を終了します。  
次の本会議は、明日、15日、午前10時より再開します。  
それでは、本日は、これにて散会します。どうも御苦労さまでした。

午後03時13分 散会

---